

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治45年 =大正元年 (1912年)	<p>1. 1 国債を抵当とする貸付利子歩合および国債を保証とする手形割引歩合にも最高最低率を設け現行利率(1銭5厘)を最低とし最高を3厘高とする(公表は最低利率のみ)</p> <p>2. 7 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭6厘)</p> <p>2. 16 高橋総裁、銀行倶楽部の銀行家懇親会で演説、この演説を発端として物価と通貨量との因果関係についての議論が活発化</p> <p>3. 9 貸出標準および高率適用手続の実施に伴い、営業予算編成手続を上期限り廃止(これにより取引先別貸出極度制限は撤廃され、半期貸出最高見込額を別途提出する扱いに改められた=新予算制度)の旨各店に通知</p> <p>10. 2 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭7厘)</p> <p>11. 14 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭8厘)</p>	<p>1. 1 (株)保善社設立(安田財閥の持株会社)</p> <p>1. 1 株式会社安田銀行(明治44年8月設立)、合名会社安田銀行を合併形式により継承し開業</p> <p>1. 6 京都市、五分利付仏貨債500万フランをバリエで募集</p> <p>1. 16 東京主要銀行、預金協定金利を引上げ(定期4%→5%)</p> <p>2. 22 東京市、五分利付英貨債517万ポンドと五分利付仏貨債1億88万フランを英・米・仏で募集</p> <p>2. 23 株式会社住友銀行設立(個人経営から株式会社会社に改組、4月1日開業)</p> <p>3. 1 清国事件費支弁に関する法律公布施行</p> <p>3. 13 下請銀行組合解散</p> <p>4. 8 日本勸業銀行法中改正・農工銀行法中改正・北海道拓殖銀行法中改正各法律公布(いずれも15日施行、小額債券の発行を認める)</p> <p>4. 15 横浜市、五分利付英貨債12万ポンドをロンドンで募集</p> <p>6. 18 横浜正金銀行、政府の命により露・英・仏・独・米とともに対中国借款の6国財団に参加</p> <p>7. 3 日仏銀行設立(資本金1000万円中6割をフランス、4割を日本が出資、東京支店11月26日開業)</p> <p>11. 21 東京主要銀行、預金協定金利を引上げ(定期5%→6%)</p>
大正2年 (1913年)	<p>1. 6 制限外発行税率引上げ(年5%→6%)</p> <p>2. 20 高橋総裁辞任(大蔵大臣に就任)</p> <p>2. 28 第8代総裁に三島弥太郎が就任</p>	

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総銀行裁
<p>2.12 日本・デンマーク通商航海条約・特別相互関税条約調印</p> <p>5.15 第11回衆議員議員総選挙</p> <p>7. 6 日蘭通商航海条約調印</p> <p>7. 6 第 5 回オリンピック(ストックホルム)に日本初参加</p> <p>7. 8 第 3 回日露協約調印</p> <p>7.30 明治天皇崩御、大正と改元</p> <p>9.26 恩赦令・大赦令公布施行</p> <p>10.28 日本とオーストリア=ハンガリーとの通商航海条約調印</p> <p>11.25 日伊通商航海条約調印</p> <p>12. 5 西園寺内閣総辞職</p> <p>12.21 第 3 次桂内閣成立</p>	<p>1. 1 孫文、南京臨時政府樹立、中華民国成立を宣言</p> <p>2. 8 英国、公定歩合引下げ、4 → 3.5% (5月9日 3%、8月29日 4%、10月17日 5%)</p> <p>2.12 中国、清朝滅亡(清国王退位)</p> <p>10.17 ブルガリア・セルビア・ギリシャとトルコ間に戦争はっ発(第1次バルカン戦争)</p>	<p>西園寺公望 (第二次)</p>	<p>山本達雄</p>	<p>(第七代) 高橋是清</p>
<p>1.21 議会停会(政権問題をめぐり衆議院紛糾、実質的に2月12日まで停会つづき、護憲を唱える民衆デモ過激化)</p> <p>2.11 桂内閣総辞職</p> <p>2.20 第 1 次山本権兵衛内閣成立</p>		<p>12.21 桂太郎 (第三次)</p> <p>2.20</p>	<p>12.21 若槻礼次郎</p> <p>2.20</p>	<p>2.28</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正 2 年 (1913年)	<p>4.25 高低利率適用に関する手続を全面改正 (5月10日実施、従来の部分的改正や追加規定を整理)</p> <p>6. 9 日本興業銀行に対し、100万円を限度として国債担保付手形割引による融通を認める(9月に定期貸とする)</p> <p>7.14 日本興業銀行に対し、在ロンドン英貨25万ポンド相当額(245万円)を預入(8月5日まで、9日回収)</p> <p>8. 8 日本興業銀行に対し、整理完了までの含みで300万円相当の英貨預入を行うよう内達される(20日実行)</p> <p>11. 1 発行局・国債局廃止(発行局事務は文書局と出納局に、国債局事務は営業局にそれぞれ移管)</p>	<p>3.12 英貨鉄道債券・英貨鉄道証券発行規程各公布(各150万ポンドを英国で発行)</p> <p>3. 一 東洋拓殖(株)、日仏銀行を通じパリで2000万円起債</p> <p>4.17 仏貨国庫債券発行規程公布(鉄道会計法により2億フラン発行、五分利付)</p> <p>4.25 朝鮮事業費国庫債券発行規程公布(3000万円、五分利付)</p> <p>4.26 横浜正金銀行、5国財団(6国のうち米国が脱退)の一員として対清借款契約締結</p> <p>7. 1 株式仲買人山栗商店破たん</p> <p>7. 3 横浜正金銀行に關東州での金貨・金券の発行を認める</p> <p>8. 5 日本興業銀行、整理を決定(鉱山貸付の固定化、有価証券の評価損による)</p> <p>8. 8 政府、日本興業銀行の整理資金として英貨60万ポンドの預入を内達(21日以降9月27日まで3回に分けて実行)</p> <p>8.18 横浜正金銀行、政府の命により、日本興業銀行に対し250万円を融通</p> <p>12. 9 広島地方に銀行動揺発生</p>
大正 3 年 (1914年)		<p>2.16 英貨鉄道証券発行規程公布施行(英国で250万ポンド発行)</p> <p>3.14 台湾銀行法中改正法律公布(信託業務追</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>4. 8 非常特別税法廃止法律公布(5月1日施行)</p> <p>8. 1 東海道本線全線複線化完成</p> <p>10. 5 日・中間で満蒙5鉄道借款に関する公文書を交換</p>	<p>3.20 米国、対中6カ国借款団を脱退</p> <p>4.15 中国、中国銀行則例公布</p> <p>4.17 英国、公定歩合引下げ、5→4.5%(10月2日5%)</p> <p>5. 2 米国、中華民国を承認</p> <p>5.30 ロンドンで第1次バルカン戦争の講和条約調印</p> <p>6.29 ブルガリア、セルビア・ギリシャを攻撃(第2次バルカン戦争)</p> <p>7.17 中国、第2革命おこる(9月1日、失敗で終わる)</p> <p>7.30 ブカレスト講和条約調印(第2次バルカン戦争終わる)</p> <p>10. 6 日・英・独・仏など13か国が中華民国を承認</p> <p>12.23 米国、連邦準備法公布</p> <p>12.23 メキシコ、中央銀行支払い停止</p>	<p>山</p> <p>本</p> <p>権</p> <p>兵</p> <p>衛</p> <p>(第一次)</p>	<p>高</p> <p>橋</p> <p>是</p> <p>清</p>	<p>(第八代)</p> <p>三</p> <p>島</p> <p>弥</p> <p>太郎</p>
<p>1.12 桜島大噴火、熔岩流出して大隈半島と連結する</p> <p>1.23 いわゆるシーメンス・ピッカース事件(海軍贈収賄事件)暴露される</p> <p>3.24 山本内閣総辞職</p>	<p>1. 8 英国、公定歩合引下げ、5→4.5%(22日4%、29日3%、7月30日4%、31日8%、8月1日10%、7日6%、8日5%)</p> <p>1.19 中国、造幣廠官制公布</p> <p>1.22 ドイツ、公定歩合引下げ、7.5→4.5%(2月5日4%、7月31日5%、8月1日6%、12月23日5%)</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正3年 (1914年)	<p>4.21 ビルブローカー銀行に対する手形割引取引開始を決定</p> <p>4.25 大阪財界不安に対処し北浜銀行への特別融通を決定(限度月中追認分とも500万円)</p> <p>6.22 北浜銀行へさらに200万円の特別融通を承認</p> <p>7. 1 新潟支店・松本支店開設</p> <p>7. 6 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合2厘引上げ、2銭)</p> <p>7.17 大蔵省・日本銀行・横浜正金銀行首脳、正貨対策を協議(横浜正金銀行の輸出為替買入れ積極化、日本銀行の同行からの在外正貨買入れ等を決定)</p> <p>7.31 政府との間に、日本銀行保有正貨および横浜正金銀行等から今後買入れるべき正貨を政府に売却することを協定(以後日本銀行の正貨買入れ先に台湾・朝鮮・日本興業・三井・三菱・住友を追加、8年10月まで継続)</p> <p>8. 1 横浜正金銀行に対し在外英貨30万ポンドを預入(ロンドン市場閉鎖に伴う横浜正金銀行の資金難に対処)</p> <p>8. 4 横浜正金銀行に対し英貨40万ポンドを買戻条件付きで売却(14日にも20万ポンド売却)</p> <p>8.10 主要銀行代表者を招集し為替問題、生糸・綿糸金融問題につき懇談</p> <p>8.14 北浜銀行へ1000万円の特別融通を承認(18日、2000万円追認)</p> <p>8.20 名古屋地方銀行動揺に対処し明治銀行へ300万円の特別融通を承認</p> <p>8.25 非取引先の北海道拓殖銀行東京支店に対する国債担保の特別融通を承認(農水産物滞貨資金)</p> <p>8.一 在外正貨減少防止のため特別為替の売却(海外送金資金の対銀行正貨売却)を中止</p> <p>8.一 生糸業界救済のため生糸資金融資を弾力化</p> <p>9.30 本邦産銀の買入れを中止</p>	<p>加)</p> <p>3.23 日本興業銀行法中改正法律公布(為替業務追加)</p> <p>4.18 北浜銀行、預金取付けをうける</p> <p>8. 3 欧州戦火拡大の報により株式市場混乱(後場休会)</p> <p>8.15 横浜正金銀行、ロンドン向け輸出為替買取り再開</p> <p>8.19 北浜銀行休業、これに伴い同行を機関銀行とする大阪株式取引所・堂島米穀取引所休会(北浜銀行は12月20日再開、大阪株式取引所は百三十銀行を、堂島米穀取引所は加島銀行を取引先として20日再開)</p> <p>8.20 名古屋地方に銀行動揺発生</p> <p>8.一 ロンドン市場での資金調達困難化し、米綿輸入決済にも影響</p> <p>9.10 大正3年臨時事件に関する臨時軍事費特</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>3.31 取引所税法・営業税法・相続税法・地租条例各改正公布</p> <p>4.16 第2次大隈内閣成立</p> <p>5.15 若槻蔵相、地方長官会議において非募債方針を言明</p> <p>7.27 東欧問題険悪化から株式・生糸相場崩落</p> <p>8.10 大日本蚕糸会、糸価暴落に対する政府の救済策を要求</p> <p>8.23 ドイツに対し宣戦布告</p> <p>9.2 日本軍、山東半島に上陸</p>	<p>6.28 サラエボ事件おこる(オーストリア皇太子サラエボでセルビア人に暗殺される)</p> <p>7.28 オーストリア=ハンガリーがセルビアに宣戦布告(第1次世界大戦ぼっ発)</p> <p>7.30 スイス、金本位制停止(金兌換停止)</p> <p>7.31 ロンドンとニューヨークの株式取引所閉鎖(前者1915年1月3日まで、後者11月28日まで)</p> <p>8.1 ドイツ、ロシアに宣戦布告(3日には独・仏、4日には独・英が交戦状態に入る)</p> <p>8.1 フランス、モラトリアム実施</p> <p>8.1 ドイツ、金本位制停止(金兌換停止)</p> <p>8.2 英国、モラトリアム実施</p> <p>8.2 デンマーク、金本位制停止(金兌換停止、6日金輸出禁止)</p> <p>8.3 オランダ、金本位制停止(金兌換停止、8日金輸出禁止)</p> <p>8.4 英国、事実上の金本位制停止(金銀貨・地金を戦時輸出禁制品に指定)</p> <p>8.4 ノルウェー、金本位制停止(金兌換停止、18日金輸出禁止)</p> <p>8.5 フランス、金本位制停止(金兌換停止)</p> <p>8.5 インド、金本位制停止(金兌換停止)</p> <p>8.6 英国、通貨および銀行券法公布</p> <p>8.6 イタリア、金本位制停止(金輸出禁止)</p> <p>8.9 ロシア、金本位制停止(金兌換停止)</p> <p>8.12 英・仏両国、オーストリア=ハンガリーと交戦状態に入る</p> <p>8.- 米国、いわゆるオールドリッチ・リーランド緊急銀行券発行</p> <p>8.- ベルギー、金本位制停止(金兌換停止)</p> <p>9.28 ドイツ、金貨による支払契約を無効と</p>	<p>山本</p> <p>4.16</p> <p>大隈</p> <p>重信</p> <p>(第二次)</p>	<p>高橋</p> <p>4.16</p> <p>若槻</p> <p>札次郎</p>	<p>(第八代)</p> <p>三島</p> <p>弥太郎</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正3年 (1914年)	<p>10. 9 取引先救済のための特別融通金利を定める(従来は各店区々に適用)</p> <p>11. 1 台湾銀行に対する為替資金供給を開始(中国南部・南洋方面への輸出奨励のため)</p> <p>11. 6 台湾銀行に対し軍需資材購入資金として特別融通(限度40万円)を決定</p> <p>11.21 横浜正金銀行に対し在外正貨から9万ポンドを売却(戦乱により金繰りに窮した為替銀行へ同行が売却した分)</p> <p>11.一 預金部保有公債500万円を買入れ(同部の勸業債券引受資金)</p> <p>12.14 日本興業銀行に対し外国銀行借入金返済資金として特別融通を承認(限度100万円)</p> <p>12.16 久原鋳業(株)に対し年間400万円の金塊納入を条件に125万円の特別融通を承認</p> <p>12.18 第二・横浜七十四両行に対し生糸担保特別貸出を承認</p> <p>12.28 大倉組に対し対露軍需資材代金として特別融通を実施</p>	<p>別会計法公布</p> <p>9.12 東京商業会議所・衆議院議員実業団による「金融調節に関する実行委員」、首相・蔵相・農商務相に対し日本銀行営業方針の緩和を陳情</p> <p>9.18 政府、興業債券300万円を引受け、日本興業銀行をして中小企業救済のため特別産業資金を供給させる</p> <p>10.10 預金部、中小企業救済資金供給のため勸業債券500万円を引受け</p> <p>11. 8 大日本蚕糸会、全国製糸家の大会を開催し救済金融の要望を決議</p>
大正4年 (1915年)	<p>2. 1 見返品担品に東京市公債・勸業債券・興業債券を加える</p> <p>2.25 日本銀行再割引適格商業手形の形式要件中、従来の2名以上裏書を1名裏書でもさしつかえないこととする</p> <p>5. 1 兌換銀行券(乙)十円券を発行</p> <p>6.30 特定の米券倉庫発行の米券を担保として認める</p> <p>6.30 個人取引奨励方針を打出す</p>	<p>2.13 英貨鉄道証券発行規程公布(英国で300万ポンド発行)</p> <p>3.17 東京主要銀行、預金協定金利を引下げ(定期6%→5.5%)</p> <p>4. 1 郵便貯金金利引上げ(4.2%→4.8%)</p> <p>6.18 東京主要銀行、預金協定金利を引下げ(定期5.5%→5%)</p> <p>6.21 貯蓄銀行条例中改正法律公布(5年1月)</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>9.12 戦時海上保険補償法公布 9.18 戦時中工業原料輸出入取締りに関する省令公布</p> <p>10.14 日本軍、ドイツ領南洋諸島の主要地を占領 11.7 日本軍、青島占領</p> <p>12.19 衆議院、有志議員により蚕糸業救済補償法案ならびに米価調節法案が提出される(審議未了) 12.22 政府、蚕糸業救済に関する法律案を議院に提出(審議未了) 12.24 政府、米価調節に関する法律案を議院に提出(審議未了)</p>	<p>する法律公布 9.30 アルゼンチン、金輸出禁止</p> <p>11.2 ロシア、トルコに宣戦布告 11.5 英・仏両国、トルコに宣戦布告 11.16 米国、各連邦準備銀行開業(公定歩合6%に設定) 11.19 カナダ、金本位制停止(金輸出禁止) 11.19 スウェーデン、金本位制停止(金輸出禁止、1915年5月11日金兌換停止)</p> <p>12.18 米国、公定歩合引下げ、6→5.5%(23日5%)</p>	大	若	(第八代) 三
<p>1.18 政府、中国に対し山東省における日本権益要求などいわゆる21か条要求を提出 1.25 米価調節に関する勅令公布</p> <p>3.20 生糸買入機関として帝国蚕糸株式会社を設立 3.25 第12回衆議院議員総選挙</p> <p>5.25 日中新条約調印(山東省に関する条約、南満州および東部内モンゴルに関する条約) 6.21 無線電信法公布(11月1日施行)</p>	<p>1.4 ロンドン株式取引所再開</p> <p>2.3 米国、公定歩合引下げ、5→4.5%(18日4%)</p> <p>5.2 中国、貨幣兌換所暫行条例施行 5.24 イタリア、オーストリア＝ハンガリーと交戦状態に入る 5.27 米国、金決済基金制開設 6.19 フィンランド、金輸出禁止</p>	限 重 信	槻 礼 次 郎	島 弥 太 郎
		(第二次)		

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正4年 (1915年)	<p>7. 1 当座勘定付替制度実施(これに伴い他所払いの保証小切手制度廃止)</p> <p>7. 1 指定倉庫以外の倉庫証券を割引保証品とすること、商品を信託譲渡の方法により担保として受入れることを認める</p> <p>8. 31 対民間貸出残高1000万円を割る(国際収支の黒字に伴い金融緩慢化)</p> <p>9. 9 内地正貨の対米流出を補てんするためシドニー・ボンベイから在外正貨を現送(以後5年1月までロンドンからの分を含め計17回265万ポンドを現送、うち1回10万ポンドはドイツ軍に撃沈される)</p> <p>10. 30 横浜正金銀行に対し、同行の北海道銀行救済融資原資として70万円の特別融通を実施</p> <p>12. 3 三島總裁、支店長会議において、当面の金融調節手段として対外投資・輸入促進・外債の償却など資金の対外流出策の必要性を述べる</p> <p>12. 27 日本銀行が横浜正金銀行から買入れる米貨最軽標準量目を、100ドルにつき44匁5分2厘から44匁4分7厘に引下げる</p>	<p>1日施行、定期積金・据置貯金を固有業務に加える)</p> <p>6. 21 無尽業法公布(11月1日施行)</p> <p>6. 21 貨幣整理資金特別会計法廃止・軍艦水雷艇補充基金特別会計法廃止各法律公布</p> <p>7. 一 四分半利付英国軍事公債をわが国で募集(はじめて欧州主要国がわが国で公募)</p> <p>8. 9 東京主要銀行、預金協定金利を引下げ(定期5%→4%)</p> <p>8. 26 大阪主要銀行、貸出金利協定実施(12月18日廃止)</p> <p>8. 30 東京主要銀行、貸出金利協定実施(12月20日廃止)</p> <p>9. 28 英貨鉄道証券償還のため鉄道債券発行規程公布(10月11日、い号3000万円募集開始)</p> <p>11. 25 五分利付仏国軍事公債をわが国で募集</p> <p>11. 30 東京株式市場、株価暴騰し休会となる(12月3日まで立会停止)</p> <p>12. 17 横浜正金銀行、中国政府四鄭鉄道公債500万円の引受契約調印(5年6月発行、東西シンジケート銀行引受け)</p>
大正5年 (1916年)	<p>1. 7 外国銀行等から買入れる米貨は最軽量目を100ドルにつき44匁3分6厘以上とし、買入価格を200円62銭とする</p> <p>3. 17 一銭青銅貨欠乏し、回収済み二銭白銅貨</p>	<p>1. 4 政府、英国の要請によりウラジオストックからカナダへ金塊輸送の軍艦派遣(在ロンドン在外正貨の回金に代え、輸送金塊の一部を譲受け)</p> <p>2. 7 横浜正金銀行を代表とする本邦銀行団、露国大蔵省証券500万円の引受契約を締結(日本から輸入の軍需品代金に充てるためわが国で発行)</p> <p>2. 8 大正3年臨時事件の経費支弁に関する法律公布施行</p> <p>3. 7 銀行条例中改正法律公布(7月1日施行、</p>

大正4年～大正5年
(1915年～1916年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>9.23 3月来軟調の期米市場大崩落</p> <p>10.7 米価調節調査会官制公布</p> <p>11.30 日・仏・英・伊・露5か国、対独単独不講和宣言に調印</p>	<p>7.3 フランス、金輸出禁止</p> <p>7.14 オーストリア、金輸出禁止</p> <p>7.16 スイス、金輸出禁止</p> <p>8.21 イタリア、トルコに宣戦布告</p> <p>10.15 英国、ブルガリアと交戦状態に入る (18日にロシア、19日にイタリアも対ブルガリア宣戦布告)</p> <p>11.13 ドイツ、金輸出禁止</p> <p>12.17 ベルギー、金輸出禁止</p>	大隈重信 (第二次)	若槻礼次郎	8.10
<p>1.ー ドイツ、外国通貨による取引禁止</p>			(第八代) 三島弥太郎	武富時敏

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正 5 年 (1916年)	<p>の再使用を決定</p> <p>4.17 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合 2 厘引下げ、1 銭 8 厘)</p> <p>6. 8 一円兌換券の発行限度を引上げ(3000万円→3500万円、12月21日に4500万円、6年6月30日に5500万円となる)</p> <p>6.17 見返担保品として本邦内で発行の露国大蔵省証券・中国四鄭鉄道公債を追加</p> <p>7. 5 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合 2 厘引下げ、1 銭 6 厘)</p> <p>8. 3 見返品担保価格の算定方法を改正(定額制を改め種類別に時価掛目を定める)</p> <p>8. 9 兌換券の発行記番号をアラビア数字とする(改造一円券の様式告示)</p> <p>9. 一 日本興業銀行に対し一般手形割引取引を承認(特殊銀行に対する手形割引取引制限を緩和し普通銀行なみとする)</p> <p>11. 4 大蔵省に対し累増する正貨の処理策につき意見書を提出</p> <p>12.15 北海道拓殖銀行に対し一般手形割引取引を承認</p> <p>12.16 台湾銀行の買為替急増に対処し、同行に対し露国大蔵省証券を担保として150万円を融通</p> <p>12.19 東京株式取引所、市場の救済に関し日本銀行に懇請</p> <p>12.20 東京市中 6 大銀行代表者を招き株式市場</p>	<p>大蔵大臣の監督権強化)</p> <p>3.11 北海道拓殖銀行法中改正法律公布(手形割引に対する担保上の制限撤廃、信託業務追加)</p> <p>4. 1 外国債の整理償還のため内国債を発行することに関する法律を公布施行</p> <p>4. 8 仏貨国庫債券償還のため鉄道債券4000万円発行の旨公布</p> <p>4.10 大蔵省に銀行局を設置</p> <p>4.12 預金部、露国大蔵省証券を1550万円引受け(11月20日から日本銀行を通じ市中売却)</p> <p>5.31 銀行条例施行細則全面改正(7月1日施行)</p> <p>7.10 簡易生命保険法公布(10月1日施行)、簡易生命保険特別会計法公布(8月20日施行)</p> <p>9. 9 横浜正金銀行、預金部から470万円を借入れ興亜公司に対する借款実行(中国政府の鉱山経営資金援助)</p> <p>10.19 五分利国庫債券発行規程公布施行(2000万円発行)</p> <p>10. 一 セール・フレザー商会、英国国庫債券を本邦で売出し</p> <p>10. 一 日仏銀行、第 2 回仏国五分利付軍事公債を本邦で募集</p> <p>10. 一 政府、対中国政治借款は横浜正金に、経済借款は日本興業・朝鮮・台湾の各行に当たらせることを内定</p> <p>11.29 英国政府の円国債 1 億円の本邦引受け契約成立</p> <p>12. 4 日本興業・朝鮮・台湾 3 行による対中国借款団結成</p> <p>12.13 ドイツの講和提議の報伝わり株式市場混乱(17日まで立会停止、18日再開するも19日再停止、27日納会まで混乱)</p> <p>12.26 日本興業銀行ほか、株式市場救済のため東京・大阪で緊急貸出を実施</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>4.25 経済調査会官制公布施行</p> <p>7. 3 第 4 回日露協約調印(中国と極東における特権を相互に確認)</p> <p>8. 3 工場法施行令公布(9月1日施行)</p> <p>9.29 米価調節調査会廃止</p> <p>10. 4 大隈内閣総辞職</p> <p>10. 9 寺内正毅内閣成立</p>	<p>6.14 パリで連合国経済会議開催(17日まで)</p> <p>7.13 英国、公定歩合引上げ、5→6%</p> <p>7.15 米国、全国的小切手交換・取立制度実施</p> <p>8.28 イタリア、ドイツに宣戦布告</p> <p>9. 7 米国、連邦準備法改正(連邦準備銀行の連邦準備券の担保拡大)</p> <p>9.26 米国、公定歩合引下げ、4→3%</p>	<p>大 武 限 富 重 時 信 敏 (第二次)</p>	<p>寺 内 正 毅</p>	<p>(第八代) 三 島 弥 太 郎</p>
	<p>11.24 オーストラリア、羊毛輸出を制限</p>	<p>10.9 寺 内 正 毅</p>	<p>10.9 寺 内 正 毅</p>	<p>12.16 勝田主計</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正 5 年 (1916年)	<p>救済に関し協議</p> <p>12.26 日本興業銀行ほかによる株式市場救済関係手形の再割引を実行(東京574万円、大阪640万円)</p>	
大正 6 年 (1917年)	<p>2.23 銀行条例施行細則全面改正に伴い貸出標準定め方に関する手続を全面改正</p> <p>2.26 政府から本邦産銀の買入れ再開を令達される</p> <p>3.16 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭4厘)</p> <p>3.28 横浜正金銀行に対し、同行の在米預金を外国為替貸付の代用引当てとすることを認める(限度800万円)</p> <p>4.10 臨時調査委員会を設置(第1次大戦および戦後の金融経済問題を調査研究、大正8年4月廃止)</p> <p>5.25 台湾銀行に対し英国国庫債券を担保として92万円を融通(6月にも2回実施)</p> <p>6.15 横浜正金銀行に対する外国為替貸付の代用引当品に、同行が米国から輸入途中の金塊・金貨を認める(限度9400万円)</p> <p>6.19 取引先に対し、欧州大戦中臨機の措置として、横浜正金銀行の取扱いにかかる英仏政府発行の短期米貨公債を引当てに手形割引を行うこととする</p> <p>6.23 台湾銀行にも回送中の金塊を担保とする貸出を承認</p> <p>6.25 横浜正金銀行に対する外国為替貸付の代用引当品に、同行が海外に保有の有価証券を認める</p>	<p>1.20 日本興業・朝鮮・台湾3行による交通銀行(中国)に対する借款(500万円)契約成立(いわゆる「西原借款」のはじめ)</p> <p>2. 2 蔵相、官邸に日本銀行副総裁、横浜正金・朝鮮・台湾・日本興業の各行代表者を招集し日中合弁銀行の設立・対中国借款につき協議</p> <p>3.18 山口銀行(個人経営)、(株)山口銀行に改組</p> <p>3.一 預金部、フランス政府発行の円貨建て大蔵省証券2624万円を4回にわたり引受け</p> <p>4. 4 蔵相、全国交換所連合会においていわゆる生産第一主義の講演を行う(当面の金融政策は1に国内生産投資、2に海外投資)</p> <p>5.29 大日本連合火災保険協会創立</p> <p>5.一 横浜正金銀行、ニューヨークで英仏政府発行の短期米貨公債の買入れ開始(国内資産家に転売し国内資金調達)</p> <p>6.11 東西シンジケート銀行団、仏国円貨国庫債券5000万円(第1回)の引受けを決定</p> <p>6.21 東京古河銀行設立(大正11年7月1日、古河銀行と改称)</p> <p>7.17 簡易生命保険積立金運用規則公布(簡保積立金運用委員会設置)</p> <p>7.21 臨時国庫証券法・臨時国庫証券収入金特別会計法各公布施行</p> <p>7.21 産業組合法中改正公布(11月1日施行、市街地信用組合の創設)</p> <p>7.21 日本勸業銀行法中改正・農工銀行法中改正の各法律公布(産業組合に対する短期与信事務追加)</p> <p>7.21 電話事業公債法公布施行</p>

大正 5 年～大正 6 年
(1916 年～1917 年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>1. 9 政府、对中国方針を閣議決定(内政不干涉)</p> <p>1.25 衆議院解散</p> <p>2.12 大蔵省臨時調査局官制・臨時産業調査局官制公布施行</p> <p>3.10 日本工業倶楽部創設</p> <p>4.20 第13回衆議院議員総選挙</p> <p>4.24 対敵取引禁止令公布(5月14日施行)</p> <p>7.21 戦時海上再保険法公布(9月20日施行、戦時海上保険補償法廃止)</p> <p>7.21 農業倉庫業法公布(9月1日施行)</p> <p>7.25 製鉄業奨励法公布(9月1日施行)</p>	<p>1.18 英国、公定歩合引下げ、6→5.5%(4月5日5%)</p> <p>2. 3 米国、ドイツと断交</p> <p>2.24 英国、輸入の大幅制限実施</p> <p>3. 3 インド、綿製品輸入関税を大幅引上げ</p> <p>3.12 ロシア、2月革命ぼっ発</p> <p>3.22 フランス、不必要品の輸入制限実施</p> <p>4. 4 イタリア、一般輸入禁止</p> <p>4. 6 米国、ドイツに宣戦布告</p> <p>6.21 米国、連邦準備法改正(連邦準備銀行の組織、州立銀行の加盟・脱退等)</p> <p>7. 9 米国、戦時必需品輸出禁止令公布</p>	<p>寺内正毅</p>	<p>勝田主計</p>	<p>(第八代) 三島弥太郎</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正6年 (1917年)	<p>8. 1 秋田支店・熊本支店開設、西部支店を門司支店と改称</p> <p>8.14 各支店長あてに臨時国庫証券の応募勧誘方を内達</p> <p>8.27 臨時調査委員会、保証発行限度拡張に関する研究をまとめる</p> <p>8.一 住友銀行に対し、同行が米国に保有する短期米貨証券を引当てとする手形割引を実行(同行の為替資金援助)</p> <p>9. 1 兌換銀行券(甲)百円券を発行</p> <p>9. 1 外国銀行等からの米貨買入値段を廃止し、米国法定品位により算出した純分1匁につき5円とする</p> <p>9.14 金銀貨幣または同地金の輸出許可申請事務取扱いを命じられる</p> <p>9.一 印綿輸入決済資金手当てのため、横浜正金・台湾両行に対し極力インドあて為替を買取らせるとともに国内産金額内の金現送を認める(9月中2268万円、10月中650万円)</p> <p>9.一 加工用金不足による金価高騰調節のため、横浜正金銀行を通じ日本銀行保有米国金貨を売却</p> <p>10. 1 割引臨時国庫証券5000万円発行に当たり日本銀行が全額引受け(本支店で市中売却)</p> <p>10.24 対露軍需品輸出にかかる同国大使館武官発行の支払証明書付き手形の再割引を認める</p> <p>10.30 政府小額紙幣の発行引換事務取扱いを命じられる(11月8日五十銭券・二十銭券、12月6日十銭券発行)</p> <p>11.15 見返品制度を大幅改正、新制度の趣意書を公表(16日から実施、品目列挙公示方式を廃止、品目非公表とする)</p> <p>11.20 兌換券(甲)二十円券を発行</p> <p>11.27 米国の金輸出禁止措置に対処し、為替銀行がニューヨークに保有する米貨の買上げ措置を実施</p> <p>12.10 ニューヨーク連邦準備銀行との協力関係樹立につき在米の目賀田政府特派財政経済委員長に交渉を依頼</p> <p>12.24 政府小額紙幣発行高に対する引換準備として在外正貨を充当(11年9月29日解除)</p>	<p>8.14 臨時国庫証券発行規程公布(い号、五分利付、1億円)</p> <p>8.28 横浜正金銀行、4国財団による対中国第2次遊後借款成立までのつなぎとして中国政府大蔵省証券1000万円の引受けに関し約定</p> <p>9. 6 銀貨幣または銀地金の輸出取締りに関する大蔵省令公布施行</p> <p>9.12 金貨幣または金地金の輸出取締りに関する大蔵省令公布施行(金輸出禁止)</p> <p>9.22 藤田銀行設立</p> <p>9.28 日本興業銀行、対中国の交通銀行第2次借款契約(2000万円)を締結</p> <p>10.15 東京主要銀行、預金協定金利を引上げ(定期4%→5%)</p> <p>10.15 米国の金輸出禁止の影響により株式市場大崩落(16日休会)</p> <p>10.30 小額紙幣発行に関する件・小額紙幣の形式に関する件の2勅令公布施行(小額貨不足のため補助銀貨に代え五十銭・二十銭・十銭の政府小額紙幣を発行、発行期限1年)</p> <p>11. 1 東京銀行集会所、金本位制度実施満20年の祝賀会を開催</p> <p>11.28 関東州・南満州における朝鮮銀行券の通用に関する勅令および関東州・清国における横浜正金銀行券の発行停止に関する勅令公布(12月1日施行、満州・中国における本邦通貨を統一し朝鮮銀行券に無制限通用力を付与)</p>

大正6年
(1917年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>9. 1 暴利取締りに関する農商務省令を公布施行</p> <p>9. 29 戦時船舶管理令公布(10月1日施行)</p> <p>10. 24 ロシア、日露通商航海条約廃棄を通告(1年後失効)</p> <p>11. 2 日・米両国、中国に関する公文を交換(石井・ランシング協定)</p> <p>11. 29 経済調査会官制廃止</p>	<p>8. 1 ローマ法王、交戦諸国へ和平提案</p> <p>9. 7 米国、金本位制停止(金輸出禁止令公布、10日から実施)</p> <p>11. 7 ロシア、10月革命おこる(レーニン、8日、ソビエト政権樹立)</p> <p>11. 28 米国、鉱物・穀類・繊維・化学製品等70品目の輸入制限に関する大統領令公布</p> <p>12. 11 米国、オーストリア=ハンガリーに宣戦布告</p> <p>12. 15 ソビエト、ドイツ・オーストリアとの休戦協定調印(1918年3月3日、講和条約締結)</p> <p>12. 21 米国、公定歩合引上げ、3→3.5%</p> <p>12. 27 ソビエト、私立銀行国有令公布</p>	<p>寺内正毅</p>	<p>勝田主計</p>	<p>(第八代) 三島弥太郎</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正7年 (1918年)	<p>1.15 台湾銀行に対し、印綿買付資金として1000万円を限度に預入することを承諾(別口為替資金と呼称、2月19日第1回預入実行)</p> <p>1.16 ニューヨーク連邦準備銀行との間に金融関係保持を目的とする一般協定に関する覚書を交換(24日公表)</p> <p>3.1 松江支店開設</p> <p>5.一 臨時調査委員会、「銀行ノ引受手形ニ就テ」をまとめ銀行引受手形制度の導入を提唱</p> <p>8.9 政府保証興業債券を日本銀行抵当品に加え、貸付利率については国債の場合と同じ利率を適用することとする</p> <p>8.16 米国金貨売却取扱細則を定め、保有米国</p>	<p>1.1 満州における国庫金取扱事務を横浜正金銀行から朝鮮銀行へ移管</p> <p>1.21 預金部、英国円貨大蔵省証券8000万円を引受け(30日から日本銀行を通じ売却)</p> <p>2.1 北京に日中合弁の中華匯業銀行を設立</p> <p>3.29 政府、日本興業銀行が海外における事業資金供給のために発行する債券に対し、額面1億円に限り元利を保証することとする(7月第1回5000万円発行)</p> <p>3.30 樺太事業公債法公布(4月1日施行)</p> <p>4.1 貨幣法を朝鮮に施行</p> <p>4.1 旧韓国貨幣の処分に関する法律公布施行</p> <p>4.1 日本興業銀行法中改正法律公布(船舶抵当貸付・株式の応募引受業務追加)</p> <p>4.1 台湾銀行法中改正・朝鮮銀行法中改正の各法律公布(保証発行限度の引上げなど)</p> <p>4.1 有価証券割賦販売業法公布(9月1日施行)</p> <p>4.30 日本興業・台湾・朝鮮3行による中華匯業銀行經由有線電信借款(2000万円)契約成立</p> <p>5.15 大阪野村銀行設立(8月1日開業、現大和銀行)</p> <p>5.20 蔵相、地方官会議において銀行合同を奨励、同時に銀行新設時の資本金基準を人口10万人以上の都市で従来の100万円から200万円に引上げることを言明</p> <p>5.27 政府、日本興業銀行から申請の海外投資銀行団の結成を認可(興業債券の引受け協力目的、東西18行が参加)</p> <p>6.7 朝鮮に朝鮮殖産銀行令公布</p> <p>6.18 日本興業・台湾・朝鮮3行、対中国吉会鉄道借款予備契約に調印</p> <p>8.2 日本興業・台湾・朝鮮3行の対中国黒竜江・吉林両省金鉱ならびに森林借款(3000万円)契約成立</p> <p>8.26 金・銀を主材料とする製品または金・銀</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行蔵
<p>3.23 戦時利得税法(いわゆる成金税)公布</p> <p>3.25 日・米間に第1回船鉄交換協議成立(4月23日契約調印)</p> <p>4.6 農商務・内務両相連名で地方長官に対し物価とくに米価安定に関して訓令</p> <p>4.17 軍需工業動員法公布</p> <p>4.17 共通法公布(内・外地間の法令の適用・連絡につき規定)</p> <p>4.25 米価調節のため外国米輸入に関する勅令を公布(米価調節令廃止)</p> <p>5.15 第2回日米船鉄交換契約に調印</p> <p>5.25 都市計画調査会官制公布</p> <p>6.1 軍需局官制・軍需評議会官制各公布施行</p> <p>6.15 取引所令中改正公布(一部7月1日、その他8月1日施行、小口落しの禁止)</p> <p>7.6 大阪期米暴騰、堂島米穀取引所後場から立会停止(8日東京・神戸・熊本など各地米穀取引所も立会停止)</p> <p>7.23 富山県魚津町漁民らが米の県外積出し反対を訴願、これをきっかけに各地で米騒動広がる</p> <p>8.2 政府、シベリア出兵を宣言</p> <p>8.13 政府、米価調節資金として1000万円の支出を閣議決定</p> <p>8.14 内相、米騒動に関する記事の差止めを</p>	<p>1.15 ソビエト、帝政時代の国債破棄を声明(2月3日法令公布)</p> <p>1.26 ソビエト、私立銀行の資金没収</p> <p>1.一 英国、カンリフ委員会設置(通貨体制再建策検討のため)</p> <p>2.1 米国防時通商取締局、第1回輸入制限品目(82品種)を発表</p> <p>3.3 ソビエト、ドイツ・オーストリアと単独講和(プレスト=リトウスク条約調印)</p> <p>3.一 英国、銀行合同調査委員会設置</p> <p>4.3 フランス、資本逃避防止法公布</p> <p>4.5 米国防時金融会社法制定</p> <p>4.6 米国防定歩合引上げ、3.5→4%</p> <p>4.22 米国防2回輸入制限品目(46品種)を発表</p> <p>4.23 米国防連邦準備銀行券発行(ビットマン条例制定)</p> <p>7.4 ソビエト憲法制定</p>	<p>寺 内 正 毅</p>	<p>勝 田 主 計</p>	<p>(第八代) 三 島 弥 太 郎</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正7年 (1918年)	<p>金貨の横浜正金銀行經由対市中売却を抑制</p> <p>8.27 横浜正金銀行に対し、内国割引手形を担保とする手形割引形式の融通を認める(外国為替貸付の引当とする外国為替手形不足のため)</p> <p>9.10 横浜正金銀行に対し、同行が軍需品輸出業者から買取った臨時国庫証券を担保とする手形割引形式の融通を認める</p> <p>9.16 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合2厘引上げ、1銭6厘)</p> <p>11.25 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合2厘引上げ、1銭8厘)</p> <p>12.13 支店に対し管内米穀資金の融通状況調査を指令</p>	<p>の合金の輸取出締りに関する大蔵省令公布施行</p> <p>9.16 戦時為替調査委員会官制公布施行</p> <p>9.25 対露輸出業者救済のため臨時国庫証券(に号、二分利付、3600万円)を発行交付(横浜正金銀行が換金買入れ)</p> <p>9.28 日本興業・台湾・朝鮮3行による対中国満蒙4鉄道借款予備契約および済順・高徐2鉄道借款予備契約ならびに対華参戦借款契約成立</p> <p>9.一 預金部、日本興業銀行の政府保証債券と対中国借款との逆納損失補てんのため興業債券500万円を特別低利引受け</p> <p>12.6 6大都市の銀行間に新たな預金金利協定成立(違反者に対する制裁協定を含む預金協定のはじまり。東京の場合定期預金甲5.5%、乙6%。東京・横浜12日、名古屋14日、大阪15日、京都・神戸16日から実施)</p>
大正8年 (1919年)	<p>3.7 三島総裁病没</p> <p>3.13 第9代総裁に井上準之助が就任</p> <p>5.22 銀行引受貿易手形および銀行引受金融手形の再割引を開始(銀行引受手形制度の創設)</p> <p>6.12 蔵相と日本銀行総裁との合意に基づき設けられた国庫預金制度採用に関する調査</p>	<p>3.25 事業公債金特別会計法公布(事業公債及鉄道公債特別会計法を廃止、なお大正9年に公債金特別会計法と改称)</p> <p>4.11 利息制限法中改正法律公布(制限利率引下げ)</p> <p>5.12 臨時国債整理委員会規則廃止・戦時為替調査委員会官制廃止各公布</p> <p>5.26 4国財団による対中国新借款の本邦借款団を結成(横浜正金・日本興業両行を幹事とし18行が参加)</p> <p>6.30 国債募集・売出及元利金支払郵便振替貯金特別取扱規則公布(7月11日施行、郵便</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>命令</p> <p>8.16 米穀収用令公布施行</p> <p>9.18 臨時国民経済調査会官制公布施行</p> <p>9.21 寺内内閣総辞職</p> <p>9.29 原敬内閣成立</p> <p>11.14 大戦終結による反乱現れ、株式・綿糸相場暴落(8年3月ごろまで銅・鉄・染料・用船料の暴落づく)</p> <p>11.26 内務・大蔵・農商務3大臣連署の勤儉貯蓄奨励に関する訓令發布</p> <p>12.6 大学令・高等学校令公布(いずれも8年4月1日施行)</p>	<p>9.26 米国、連邦準備法改正(連邦準備銀行理事の選任・銀行の預金準備等)</p> <p>9.30 連合国・ブルガリア停戦協定調印</p> <p>11.3 連合国・オーストリア休戦協定調印</p> <p>11.9 ドイツ革命おこる(共和国成立を宣言、皇帝退位)</p> <p>11.11 連合国・ドイツ休戦協定調印(第1次世界大戦終わる)</p> <p>11.13 メキシコ、通貨制度大改革</p> <p>12.2 ソビエト、モスクワ庶民銀行を人民銀行に合併</p> <p>12.2 ソビエト、外国系銀行解体法公布</p>	<p>寺内正毅</p> <p>9.29</p> <p>原</p>	<p>勝田主計</p> <p>9.29</p> <p>高橋</p>	<p>(第八代)</p> <p>三島</p> <p>弥太郎</p>
<p>4.5 都市計画法・市街地建築物法公布(いずれも9年12月1日施行)</p> <p>4.10 地方鉄道法公布(8月15日施行、私設鉄道法および軽便鉄道法は廃止)</p> <p>4.11 道路法公布(9年4月1日施行)</p> <p>5.23 衆議院議員選挙法改正公布(小選挙区制採用)</p> <p>6.一 生糸・綿糸・株式相場高騰し熱狂的好景気の様相を示しはじめる</p>	<p>1.18 パリ講和会議開催</p> <p>3.1 京城で朝鮮独立・帝国主義反対運動激化(万歳事件)</p> <p>3.2 モスクワでコミンテルン創立大会開催</p> <p>3.3 米国、連邦準備法改正(連邦準備局委員数・任期等)</p> <p>4.1 英国、関税法により金を輸出禁止品目に指定(金本位制停止)</p> <p>5.4 北京で山東問題に抗議するデモ発生(排日・日貨排斥運動が中国各地に波及)</p> <p>5.7 パリ講和会議において赤道以北の旧ドイツ領諸島を日本の委任統治とすることを決定</p> <p>6.9 米国、対ロシアを除く金輸出解禁を発表(10日実施、金本位制復帰)</p>	<p>敬</p>	<p>是清</p>	<p>3.13</p> <p>(第九代)</p> <p>井上準之助</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正8年 (1919年)	<p>会が発足(7月12日まで10数回開催)</p> <p>6.13 横浜正金銀行に対する外国為替手形引当貸付金約定を全文改定し無期限延長</p> <p>6.20 米国の金輸出解禁に伴い、保有米国金貨の対市中売却を緩和</p> <p>7.5 国債規則の改正(11日施行)により国債登録事務を日本銀行に集中</p> <p>8.1 日本銀行承認為替銀行売出手形(スタンブ手形)制度を創設し、横浜正金銀行の売出手形につき適用を認める(日本銀行は同手形の再割引に応じる。11日に第1回売出し)</p> <p>8.2 大蔵省と日本銀行の首脳者会合し、国庫預金制度採用に関する基本方針を内定</p> <p>8.14 横浜正金銀行に対する外国為替貸付の代用引当品に国内割引手形および登録国債を認める</p> <p>8.一 総裁、物価調節に関する意見書を蔵相に提出(日本銀行金利の引上げ、金輸出特許の緩和など6項目)</p> <p>9.一 在外資金の正貨準備繰入れをめくり、いわゆる日本銀行の二重利得論議が活発化</p> <p>10.3 総裁、絹業連合大会の演説で反動不況の到来を警告</p> <p>10.6 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合2厘引上げ、2銭)</p> <p>10.23 20日の大蔵省通達に呼応し、取引先の営業ぶりに注意するよう営業局・支店に内達</p> <p>10.27 在外資金の正貨準備繰入れに限度額を設け漸減方針をとること、海外準備は原則として預金とすることにつき大蔵大臣の認可を得る</p> <p>10.30 台湾銀行と日本銀行承認為替銀行売出手形に関する約定締結</p> <p>11.19 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合2厘引上げ、2銭2厘)</p> <p>11.20 制限外発行税率引上げ(年6%→7%)</p> <p>11.22 本店に東京側シンジケート銀行12行を招集して投機抑制懇談会を開催(25日、大阪支店で大阪側も開催)</p>	<p>官署国債募集取扱規則を廃止)</p> <p>7.16 日本銀行引受け国債の郵便局売出し開始(第1回、臨時国庫証券1000万円)</p> <p>7.22 内務省、地方長官あてに公設市場設置および住宅建築資金として低利融資する旨を通達</p> <p>7.一 米国の金輸出解禁に伴い、大戦中累積した為替銀行の在外資金回収による正貨輸入が激増</p> <p>8.15 三菱銀行設立(三菱合資会社銀行部が分離独立、10月1日開業)</p> <p>8.一 政府、海運界救済のため興業債券1250万円を引受け(12年6月まで3800万円引受け)</p> <p>9.9 北浜銀行、摂陽銀行と改称</p> <p>9.25 (株)鴻池銀行、(株)鴻池銀行に改組</p> <p>10.7 横浜正金・朝鮮両行、ウラジオストックのロシア国立銀行に対し、ロシア金貨を担保として限度2000万円を融通する旨の契約を締結(16日にも3000万円の融資契約締結)</p> <p>10.20 大蔵省、地方長官に対し投機に関係する銀行貸出を取締まるよう要請</p>

大正8年
(1919年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日總 本銀行 行裁
<p>7. 3 大戦後の海運不況打開のため政府の支援により国際汽船㈱を設立</p> <p>7. 9 臨時財政経済調査会官制公布施行(国民経済調査会官制廃止)</p> <p>7. 9 臨時法制審議会官制公布施行</p> <p>7.24 鉄道院、向う1年間米穀の無貨輸送を決定</p> <p>7.一 労働争議各地で相次ぐ</p> <p>8.28 東京砲兵工廠ストライキに軍隊出動</p> <p>10.18 政府、次官会議において物価対策として行うべき社会政策を決定(19日発表)</p> <p>11.10 農商務省、綿糸布高騰を眺め長期先物取引を制限</p> <p>11.13 綿糸の輸出制限実施</p> <p>11.20 対敵取引禁止令廃止</p> <p>11.20 内務・大蔵・農商務3省次官連名をもって地方長官あてにいわゆる民風作興の訓令を発する</p> <p>11.27 1年志願兵条例・1年現役兵条例公布</p>	<p>6.28 ベルサイユ講和条約・国際連盟規約調印</p> <p>7.22 英国、交換所加盟銀行預金に対する付利禁止</p> <p>8. 4 ドイツ、新憲法(ワイマール憲法)施行</p> <p>9. 1 英国、輸入制限解除</p> <p>11. 3 米国、公定歩合引上げ、4→4.75%</p> <p>11. 6 英国、公定歩合引上げ、5→6%</p>	<p>原</p> <p>敬</p>	<p>高</p> <p>橋</p> <p>是</p> <p>清</p>	<p>(第九代)</p> <p>井</p> <p>上</p> <p>準</p> <p>之</p> <p>助</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正8年 (1919年)	<p>12. 3 総裁、銀行業者大会で演説し投機抑制に関し協力を要請</p> <p>12. 8 一円兌換券の流通残高極度額を引上げ(5500万円→6000万円)</p> <p>12.16 支店に対し投機抑制のため高低利率適用制度の運用強化を通告</p> <p>12.30 住友銀行と日本銀行承認為替銀行売出手形の約定締結</p> <p>12.31 横浜正金銀行の満州向け利付輸出為替の買入れを廃止</p>	<p>12.30 東京コール歩合、翌日もの3銭3厘5毛の高値を示現</p>
大正9年 (1920年)	<p>1.16 横浜正金銀行に対する割引取引の一般的取扱いを承認</p> <p>1.27 総裁、東京交換所で講演し、経済の前途に警告を発するとともに、金融界に対し投機抑制へいっそうの協力を要請</p> <p>3. 5 ニューヨーク連邦準備銀行と相互預金契約を締結(17日、政府預託金中2000万ドルを同行へ預入)</p> <p>4. 7 大阪支店長、関西主要7銀行代表者を招集し増田ビルブローカー銀行の共同救済を協議・決定、日本銀行は銀行団の保証付きで救済融資を承認し即日第1回貸出280万円を実行</p> <p>4. 9 東京・大阪・名古屋3株式取引所、日本銀行に対し株式市場救済を懇請</p> <p>4.12 株式市場救済の方針を発表</p> <p>4.15 東京シンジケート銀行を招集し財界動揺対策を協議</p> <p>4.16 各支店長へ財界動揺に対する日本銀行の基本方針を通告</p> <p>4.16 為替銀行のコール取入れによる市場圧迫を緩和するため、台湾銀行に対し輸入手形を担保に為替資金2000万円を融通(22日にも1500万円追加)</p> <p>4.19 川崎(東京)・八十一(栃木)など非取引先銀行で取付け等により窮地に陥った先に対し特別融通を実施</p>	<p>2. 1 銀行預金協定(東京)金利引上げ(甲、定期5.5%→6.5%)</p> <p>2.20 預金部、横浜正金銀行に対し対中国政府応急借款の前貸金として900万円を貸付け</p> <p>3.15 株価暴落(16日から2日間立会停止、戦後恐慌のはじまり)</p> <p>4. 5 二十七銀行、東京渡辺銀行と改称</p> <p>4. 7 増田ビルブローカー銀行、破たんを暴露</p> <p>4. 7 株価再び暴落(東西市場12日まで立会休止)</p> <p>4.12 川崎銀行王子支店に小取付け発生(この後6月まで栃木・徳島・広島・神奈川など各地で休業・取付け銀行が続出)</p> <p>4.14 株式市場の形勢一段と険悪化し、またも立会停止(5月9日まで全国株式取引所休会)</p> <p>4.14 蔵相、財界救済声明を発表</p> <p>4.16 首相、大阪において財界救済を言明</p> <p>4.19 全国8商業会議所代表者、財界救済に関し協議し政府・日本銀行に陳情(24日~26日再度協議し救済策を建議)</p> <p>4.22 全国手形交換所連合会、銀行合併を促進するため銀行条例を改正するよう大蔵大臣に建議することを決定</p>

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
<p>(いずれも12月1日施行) 11.28 政府、物価対策として生牛肉・鳥卵・大豆・綿糸・綿織物の輸入税免除の勅令を公布施行</p>	<p>12. 3 英国、カンリフ委員会最終報告書公表 (金本位制への復帰を勧告) 12.23 英国、インド統治法公布</p>			
<p>2.26 衆議院解散</p> <p>3.26 臨時産業調査局官制廃止</p> <p>4.14 株価暴落を映じ商品市場も混乱、大阪三品取引所18日まで立会停止(27日から5月4日まで再び休止)</p>	<p>1.10 国際連盟発足(11月15日、第1回総会) 1.23 米国、公定歩合引上げ、4.75→6%(6月1日7%)</p> <p>2.- ラテン通貨同盟会議、パリで開催</p> <p>3.12 ニコラエフスクの日本軍、バルチザンと交戦して敗れる(尼港事件)</p> <p>4.15 英国、公定歩合引上げ、6→7% 4.25 ソビエト・ポーランド戦争爆发 4.- 米国、恐慌発生</p>	<p>原 高 井 上 敬</p>	<p>橋 是 清</p>	<p>(第九代) 井 上 準 之 助</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正9年 (1920年)	<p>4.22 取引先銀行を通じる製糖会社救済融資を承認</p> <p>4.26 取引先銀行を通じる商事会社に対する特別融通を承認</p> <p>4.27 機業地関係支店に対し機業救済方針に関し通達</p> <p>4.28 横浜正金銀行に対する外国為替貸付の代用引当品に、同行が海外から回送中の手形を認める</p> <p>4.30 株式市場救済融資を開始(限度、東京5000万円、大阪2800万円、名古屋300万円)</p> <p>5. 8 支店に対し取引先銀行救済融資の付利方針につき通知</p> <p>5.21 取引先銀行を通じる製糸資金の特別融通を開始(従来の季節資金供給を便宜拡張)</p> <p>5.26 本店に為替銀行を招集し綿業救済に関し協議</p> <p>5.29 取引先銀行を通じる紡織会社に対する羊毛資金特別融通を開始</p> <p>6.12 救済融資の用途取締まり・回収促進のため、高低利率適用手続に定める最高率以上の利率を適用できることとする</p> <p>6.17 大阪支店で綿業救済融資を開始(本店は8月18日から)</p> <p>6.23 日本興業銀行に対し、臨時事業資金として特別融通を承認</p> <p>6.24 取引先銀行を通じる産銅業者への特別融通を承認</p> <p>6.27 全シンジケート銀行を招集し日本興業銀行を通じる事業資金融資の実施方法につき協議・決定</p> <p>7. 5 養蚕家救済融資を決定(日本勧業銀行を通じ農工銀行から融資、8月2日、日本勧業銀行へ初回資金預入)</p> <p>8.10 政府の臨時事業資金供給のため預金部保有国債1000万円を売戻条件付きで買入れ(12月、10年3月にも同額実施)</p> <p>8.18 国債市場の株式市場からの分離に関し、関係銀行・証券会社・ヒルブローカー・信託会社を招集協議</p>	<p>5.24 茂木合名会社の破たんにより七十四・横浜貯蓄両行が休業、左右田銀行に取付けが発生するなど神奈川県下に動揺広がる</p> <p>7.10 政府、日本興業銀行の臨時事業資金供給のため預金部資金をもって興業債券を引受け(同行はこれにより日本銀行特別融通をいったん返済)</p> <p>7.27 小額紙幣発行に関する法律公布施行(政府小額紙幣のうち二十銭券・十銭券は10年4月以降損傷引換えのほか発行停止)</p> <p>8. 2 銀行条例中改正公布(22日施行、合併手続の簡素化)</p> <p>8. 2 日本興業銀行法中改正(割引興業債券の発行)・日本勧業銀行法中改正(勧業債券発行限度の拡張)・北海道拓殖銀行法中改正(貸付制限の緩和)の各法律公布</p> <p>8. 3 賠償金特別会計法公布施行</p> <p>8. 3 郵便貯金法中改正公布(10月1日施行、預入限度を1000円から2000円に引上げ)</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>5.10 大蔵省臨時調査局官制廃止 5.10 第14回衆議院議員総選挙 5.15 鉄道省官制公布(鉄道院を省に昇格) 5.25 政府、財界救済方針を決定(26日、蔵相が発表) 5.一 横浜の茂木合名会社破たん(貿易商、綿・生糸商、織物商等破たん者続出) 6.3 取引所令中改正公布(7月1日施行、小口落し復活) 6.5 住友・藤田・久原・古河の製鋼4社、銅生産販売組合を設立(生産調整・販売協定を行う) 6.一 中旬、米価暴落、つれて株式・綿糸も暴落 6.一 主要製鉄5社、鉄鉄同業会を結成し生産制限を行う 8.3 南満州鉄道(株)の株式引受けに関する法律公布施行(政府は同社増資の半額を引受けるとともに同社の英貨社債1200万ポンドの元利支払義務を継承) 8.9 戦時海上再保険法廃止 8.26 海洋気象台・高層気象台設立</p>	<p>5.一 ロンドン・ニューヨーク銀塊相場暴落 6.26 ソビエト、大企業国有化法公布 6.一 国際商業会議所創立総会、パリで開催 8.28 米国、婦人参政権実現</p>	<p>原 敬</p>	<p>高 橋 是 清</p>	<p>(第九代) 井 上 準 之 助</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
<p>大正9年 (1920年)</p>	<p>9.15 国債売買取次ぎを行うこととし手続を制定</p> <p>10.27 取引先銀行を通じる銑鉄業者への特別融通を承認</p> <p>11.2 台湾銀行に外国為替引当貸付金取引を承認(従来の為替資金預入取極めは廃止)</p> <p>11.20 蚕糸業救済のため生糸担保融通方針を決定し各店へ通知</p> <p>11.一 銀行検査に関する調査委員会を設置(数回開催したが具体化されず解散)</p> <p>12.25 預金部から1600万円の預入を受け、新設の横浜興信銀行を通じ七十四・横浜貯蓄両行の整理資金特別融通を実施</p> <p>12.31 この年日本銀行が承認した特別融通は3億8500万円、うち実際融通額は2億4200万円、年末残高は3700万円</p>	<p>8.5 国債整理基金特別会計法中改正法律公布(外国債整理のための内国債発行に関する法律を廃止)</p> <p>8.5 国防充実に関する経費支弁のため大正9年度から12年度まで国債整理基金特別会計法による元金償還資金の繰入れを行わない旨の法律を公布</p> <p>8.5 電信事業公債法公布</p> <p>8.11 道路公債法公布</p> <p>9.17 政府、蚕糸業救済のため日本興業・日本勧業両行を通じ帝国蚕糸(株)へ5000万円の低利融資を決定</p> <p>9.20 東京株式取引所、国債市場を分離開設(大阪株式取引所は10月1日開設)</p> <p>10.2 簡易保険局官制公布施行</p> <p>10.15 日・英・米・仏4か国の対中国新借款団規約成立</p> <p>11.18 農工貯蓄銀行(東京)休業(22日には東京渡辺・あかち貯蓄両行にも預金取付けが発生し、12月にかけて東京市内に銀行動揺)</p> <p>12.16 横浜興信銀行設立認可(25日開業、七十四・横浜貯蓄両行破たんのため市内有力者が相寄り新銀行を設立)</p> <p>12.一 横浜正金銀行、預金部から150万円の貸付を受け中国裕繁公司(鉄鉱山)に対し借款供与</p>
<p>大正10年 (1921年)</p>	<p>2.16 ニューヨーク連邦準備銀行との相互預金取引限度額を拡大(2000万ドル→4000万ドル)</p> <p>3.31 台湾銀行に対し台湾産業資金特別融通(限度300万円)を承認</p>	<p>3.1 銀行預金協定(東京)金利引下げ(甲、定期6.5%→5.7%)</p> <p>3.9 無尽業法中改正法律公布(不動産抵当の貸付を認める)</p> <p>3.29 政府、日本興業・日本勧業両行の帝国蚕糸(株)に対する貸付金につき3000万円を限り補償することを予算外国庫負担契約とする件を公布</p> <p>4.4 米穀需給調節特別会計法公布(10年度から施行)</p> <p>4.8 会計法を全面改正公布(11年4月1日施行、金庫制度を廃止して国庫預金制度採用、明治27年国庫金出納上一時貸借に関する法</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>9.18 日本船主協会設立 9.25 糸価調節の目的をもって帝国蚕糸株式会社を設立</p> <p>10.1 第1回国勢調査を実施</p> <p>11.10 全国蚕糸業者大会において11月30日から2月15日まで一斉操業休止を決議 11.30 万国郵便条約・小包郵便物交換条約調印</p>	<p>9.24 ブリュッセルで国際金融会議開催</p> <p>11.2 カリフォルニア州議会、排日土地法可決</p> <p>12.24 ドイツ、資本逃避防止法制定 12.31 英国、金銀輸出禁止法公布</p>	原	高	(第九代) 井上準之助
<p>4.4 米穀法公布施行 4.8 国有財産法公布(11年4月1日施行) 4.8 借地法・借家法公布(5月15日施行) 4.9 職業紹介法公布(一部を除き7月1日施行)</p>	<p>2.24 米国、連邦準備法改正(海外で銀行業を行う支店・子会社に関する規制)</p> <p>3.8 ソビエト、第10回共産党大会でレーニンの新経済政策(ネップ)を採択</p> <p>4.7 スイス、国立銀行法公布 4.27 連合国賠償委員会、ドイツ賠償額を1320億金マルクと決定(5月11日、ドイツ受諾) 4.28 英国、公定歩合引下げ、7→6.5%</p>	敬	清	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正10年 (1921年)	<p>5.23 利付国債の日本銀行引受け売出しを実施(五分利国庫債券ね号、5000万円)</p> <p>6.10 米穀証券買入手続制定(10月から買入れ開始)</p> <p>6.22 朝鮮銀行に対し、為替資金供給のため買戻条件付きで米貨100万ドルを売却(27日にも同額売却)</p> <p>8.2 芸備銀行(広島)に対し、中国商業銀行整理のための特別融通を承認</p> <p>9.26 海外発行の本邦英貨公債の国内流入分を代金米貨払いにより買入れ開始</p> <p>9.一 投機抑制上好ましくない融資態度の銀行に対し警告</p> <p>11.17 総裁、関西銀行大会において、財界整理・物価引下げ・貿易収支均衡回復のため緊縮策を講じる要がある旨演説</p>	<p>律廃止)</p> <p>4.8 国債に関する法律中改正(大蔵省証券条例廃止)・臨時国庫証券法中改正(割引発行の廃止)各公布(いずれも11年4月1日施行)</p> <p>4.14 貯蓄銀行法公布(11年1月1日施行、普通銀行と分離・資金運用制限の強化等、貯蓄銀行条例廃止)</p> <p>4.22 日本勸業銀行及び農工銀行の合併に関する法律・日本勸業銀行法中改正法律各公布</p> <p>5.30 米穀証券発行規程公布施行</p> <p>6.一 預金部、経営難の国際汽船救済のため所要資金の半額1300万円を融資</p> <p>8.5 銀行預金協定(東京)金利引下げ(甲、定期5.7%→5.2%)</p> <p>9.1 日本勸業銀行、山梨・佐賀県2農工銀行を合併(第1次勸農合併はじまる)</p> <p>11.17 蔵相、関西銀行大会で銀行の地方的合同の勧奨・財政緊縮方針を示す</p> <p>12.8 貯蓄銀行法を台湾・樺太に施行の勅令公布(11年1月1日施行)</p> <p>12.15 鳥取貯蓄銀行設立(現鳥取銀行)</p>
大正11年 (1922年)	<p>2.1 日本銀行国庫金取扱規程・日本銀行政府有価証券取扱規程公布(4月1日施行)</p> <p>2.3 加州銀行(金沢)に対し特別融通(限度150万円)を承認</p> <p>2.20 貸出標準定め方に関する手続を改正(取引先銀行の資産運用の内容を重視)</p>	<p>1.9 会計規則を全面改正し、関連法規122件廃止の勅令公布</p>

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
<p>4.11 水産会社法公布(6月15日施行) 4.12 度量衡法改正公布(13年7月1日施行) 4.30 弁理士法公布(11年1月1日施行)</p> <p>7. 一 紡織株を中心に株価高騰、綿糸・米穀も活況取戻す(中間景気)</p> <p>10.11 石炭鉱業連合会設立 10. 一 商品市況漸落(中間景気反動期に入る) 11. 4 原首相、東京駅頭で刺殺される(5日、内閣総辞職) 11.13 高橋是清内閣成立 11.25 皇太子裕仁、摂政となる</p>	<p>(6月23日6%、7月21日5.5%、11月3日5%)</p> <p>5. 5 米国、公定歩合引下げ、7→6.5%(6月16日6%、7月21日5.5%、9月22日5%、11月3日4.5%) 5.19 米国大統領、移民制限法に署名(6月3日実施)</p> <p>7. 1 中国共産党創立大会開催</p> <p>10.12 ソビエト、ゴスバンク(中央銀行)設立(11月16日開業) 11.12 ワシントン会議開催(1922年2月6日まで) 11. 一 ソビエト、第1回平価切下げ実施</p> <p>12.13 ワシントン会議で、太平洋方面の領有島しょの相互尊重を約する日・英・米・仏4か国条約調印(1923年8月17日批准、これに伴い日英同盟終了) 12. 一 ベルンでラテン通貨同盟会議開催</p>	<p>原</p> <p>敬</p> <p>11.13</p>	<p>高 橋 是 清</p>	<p>(第九代)</p> <p>井 上 準 之 助</p>
<p>2. 4 日・中両国、山東問題解決に関する条約に調印 2.11 南洋諸島委任統治に関する日米条約調印 2.20 国勢院、国富調査を実施、わが国総財産を860億円と発表</p>	<p>1. 1 ハーグに常設国際司法裁判所開設</p> <p>2. 6 ワシントン会議で、海軍軍備制限条約・中国に関する9か国条約調印 2.16 英国、公定歩合引下げ、5→4.5%(4月13日4%、6月15日3.5%、7月13日3%)</p>	<p>高 橋 是 清</p>		

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正11年 (1922年)	<p>3.31 朝鮮銀行に対し月末決済資金等特別融通を開始(12年8月まで延べ5200万円)</p> <p>4. 1 新会計法施行により金庫制度から国庫預金制度へ移行</p> <p>4. 1 日本銀行国債事務取扱規程公布施行</p> <p>4. 1 岡山支店開設</p> <p>4.12 台湾銀行に対し月末決済資金等特別融通を開始(12年3月まで延べ1億2000万円)</p> <p>4.28 台湾銀行に対し鈴木商店関係手形担保貸出を承認(12年10月まで、限度額ピーク3000万円)</p> <p>7. 1 審査部設置</p> <p>7.19 佐賀百六銀行整理資金特別融通を承認(承認後計画変更があり12月7日再度承認、限度額200万円)</p> <p>8.19 政府から本月末限り在外正貨準備を解除するよう令達される</p> <p>9. 7 古賀・栄両銀行(佐賀)に対し、佐賀貯蓄銀行解散整理のため各15万円の特別融通を承認</p> <p>9.29 政府小額紙幣の引換準備として充當の在外正貨を解除</p> <p>10.24 安田銀行に対し、同行が経営引受けの日本昼夜銀行の業態改善資金として限度1200万円の特別融通を承認</p> <p>12.15 本店と大阪支店にシンジケート銀行代表</p>	<p>3. 1 石井定七の機関銀行であった高知商業銀行休業発表(高知に小取付け発生)</p> <p>3.28 台湾事業公債法改正法律・樺太事業公債法改正法律各公布(いずれも公債および借入金の額を増額、4月1日施行)</p> <p>3.28 関東州事業公債法公布(4月1日施行)</p> <p>4. 1 国債規則を全面改正施行</p> <p>4. 1 銀行預金協定(東京)金利引上げ(甲、定期5.2%→6%)</p> <p>4.21 信託法・信託業法公布(いずれも12年1月1日施行、信託業者は資本金100万円以上の株式会社とされ銀行との兼営を禁止)</p> <p>4.21 日本興業銀行法中改正・台湾銀行法中改正・北海道拓殖銀行法中改正の各法律公布(いずれも信託業務を担保付社債に関する信託事業に限定、12年1月1日施行)</p> <p>8.16 大蔵省、小額紙幣整理に関する声明を発表</p> <p>8.17 朝鮮銀行、整理に着手</p> <p>9.16 市米蔵相、金解禁論議活発化を眺め非公式に金解禁は時期尚早と述べる</p> <p>10.19 日本商工銀行(京都)休業</p> <p>11.29 日本積善銀行(京都)の休業発表により京都・奈良地方に銀行動揺発生</p> <p>11.30 九州銀行(熊本)休業発表</p> <p>12.18 大蔵省、日本興業・日本勧業両行をして</p>

大正 11 年
(1922 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>2.28 大阪の材木商石井定七商店破たん(大阪株式市場立会中止、期米・正米も激落)</p> <p>4.12 農会法公布(旧農会法廃止)</p> <p>4.20 取引所法中改正公布(一部を除き9月1日施行)</p> <p>4.22 健康保険法公布(15年7月1日施行)</p> <p>4.25 破産法・和議法各公布(いずれも12年1月1日施行)</p> <p>5.12 石川島造船所で解雇反対ストライキ発生(製造業を中心に人員整理が活発化)</p> <p>6. 6 高橋内閣総辞職</p> <p>6.12 加藤友三郎内閣成立</p> <p>6.22 蔵相、緊縮財政方針を発表</p> <p>6.24 政府、シベリア撤兵を声明</p> <p>8. 1 日本経済連盟会設立</p> <p>8.18 閣議で物価調節策19項目を決定</p> <p>12. 1 帝国蚕糸綽解散</p>	<p>4.10 ジェノア会議開催(通貨価値安定・金本位制復帰等について協議、5月19日まで)</p> <p>4.16 ドイツ・ソビエト間、ラバロ友好条約調印(相互に賠償要求放棄・国交回復)</p> <p>6.22 米国、公定歩合引下げ、4.5→4%</p> <p>7.17 ドイツ、緊急通貨法公布</p> <p>7.24 オーストラリア、発券銀行設立法制定</p> <p>7.28 ドイツ、公定歩合引上げ、5→6%(8月28日7%、9月21日8%、11月13日10%)</p> <p>7.30 ワシントンで米・英・仏戦債会議開催</p> <p>10.11 ソビエト、第2回平価切下げ実施、チェルヴォーネツ紙幣発行(金本位制に復帰)</p> <p>10.31 ムッソリーニ、ファシストと国家主義者の連合内閣を組織(ファシスト政権成立)</p> <p>11. 1 オスマン帝国滅亡(ムスタファ・ケマル、スルタン制廃止を宣言)</p> <p>11. 2 マルク安定に関する専門家の国際会議、ベルリンで開催</p> <p>12.30 ソビエト社会主義共和国連邦(USSR)</p>	<p>高橋</p> <p>是清</p> <p>6.12</p> <p>加藤友三郎</p>	<p>高橋</p> <p>是清</p> <p>6.12</p> <p>市来乙彦</p>	<p>(第九代)</p> <p>井上準之助</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正11年 (1922年)	<p>者を招集し、銀行界安定への努力を要請するとともに日本銀行の協力を約す</p> <p>12.22 銀行動揺に伴う応急救済のための特別融通に関する方針を各支店あてに通達</p> <p>12.26 政府から、台湾銀行の市場借入金返済資金として預金部資金1500万円を同行に短期預入するよう令達される</p> <p>12.一 11月以降諸銀行に対する応急貸出額は約1億7000万円、うち特融は4200万円に上る</p>	<p>普通銀行の不動産担保貸出の肩代りを行わせることとし、同日この旨発表</p> <p>12.一 前月来の銀行動揺は京阪神地方から九州・中国・北陸・東京地方に波及し多数の銀行が休業に至る(下旬に至りほぼ落着く)</p> <p>12.一 政府、台湾銀行の不動産貸付の一部を日本勧業銀行と東洋拓殖会社に肩代りさせ、これによって台湾銀行に交付された勧業債券2000万円と東洋拓殖債券1000万円を預金部が買入れる</p>
大正12年 (1923年)	<p>1.19 井上総裁、東京交換所集会において前年の銀行動揺原因に触れ、銀行家の猛省を促す</p> <p>2. 8 安田銀行に対し、帝國商業銀行(東京)整理資金特別融通を承認(限度400万円)</p> <p>2.27 台湾銀行の整理援助に関し声明を発表(同行、第1次整理に着手)</p> <p>2.一 台湾銀行に対し、日本銀行の特定する国向け輸出手形を引当てに為替資金として同行に預入する取扱いを開始</p> <p>3.30 朝鮮銀行に対し、朝鮮・樺太事業のために発行する第1回五分利国庫債券引受資金特別融通を承認(限度1228万円)</p> <p>4. 2 台湾銀行整理資金特別融通を承認(限度5500万円)</p> <p>6. 4 ニューヨーク連邦準備銀行との相互預金取引を廃止し、新たにコルレスポダンス約定を締結</p> <p>7.14 ドイツ・ライヒスバンクとコルレスポダンス約定を締結</p>	<p>2.17 大蔵省、地方長官に対し銀行の支店濫設取締り方を通達</p> <p>3.10 東洋拓殖(株)、米国で外債募集(1990万ドル)の仮契約成立</p> <p>3.19 日本勧業銀行法中改正(勧業債券の割引発行・農工業向け無抵当短期貸の実施など)・北海道拓殖銀行法中改正(樺太の公共団体向け貸出の容認など)の2法律公布</p> <p>3.27 行政整理または軍備の制限整理に関する公債発行に関する法律公布施行</p> <p>4. 6 産業組合中央金庫法公布(26日施行)</p> <p>4.27 政府、台湾銀行滞貸金整理資金5000万円を特別融通</p> <p>6.20 大蔵省、満州財界救済特別融通を決定(2800万円)</p> <p>6.一 東京電灯(株)、英債300万ポンドをロンドンで発行(以後昭和はじめにかけて電力会社の外債依存強まる)</p> <p>7.13 農産銀行(名古屋)休業発表(つづいて18日、尾三銀行の破たん暴露するに及び中京</p>

大正 11 年～大正 12 年
(1922 年～1923 年)

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
	成立 12.一 ドイツ、マルク急落、インフレ昂進			
3.30 中央卸売市場法公布(11月1日施行) 4.10 瓦斯事業法公布(14年10月1日施行) 4.14 石井・ランシング協定破棄に関する日米公文交換 4.14 恩給法公布(10月1日施行) 4.18 陪審法公布(昭和3年10月1日施行) 4.19 全国購買組合連合会設立 5. 8 小作制度調査会官制公布施行	1. 2 オーストリア国立銀行開業 1.11 フランス・ベルギー軍、ルール地方を占領 1.18 ドイツ、公定歩合引上げ、10→12%(4月23日18%、8月2日30%、9月15日90%<史上最高>、12月29日10%) 2.23 米国、公定歩合引上げ、4→4.5% 3.10 中国、日本に21か条条約廃棄通告 7. 5 英国、公定歩合引上げ、3→4%	加 藤 友 三 郎	市 来 乙 彦	(第九代) 井 上 準 之 助

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正12年 (1923年)	<p>7.14 名古屋支店、中京地方銀行動揺に対処し 応急支払資金融通を執行(24日までに計 9700万円、うち特別融通800万円)</p> <p>7.一 埼玉県下銀行動揺に際し、東海銀行(埼 玉)に対する諸銀行救済資金特別融通を承 認</p> <p>8.25 加州銀行(金沢)に対する第2次特別融 通(200万円)を承認</p> <p>9. 1 本店被災(本館半焼、東・西分館全焼)</p> <p>9. 2 井上総裁辞任(大蔵大臣に就任)</p> <p>9. 3 各支店長に対し、本店半焼・通信困難に つき臨機の処置をとるよう指示</p> <p>9. 4 震災による焼損貨・紙幣引換えのため臨 時事務室を設置(13年9月20日まで)</p> <p>9. 5 第10代総裁に市来乙彦が就任</p> <p>9. 7 正副総裁、大蔵省銀行局長や主要銀行代 表者と金融機関復旧問題について協議</p> <p>9. 7 ニューヨーク代理店監督役に対し、大震 災の報により資金難に陥った為替銀行救済 のため、横浜正金銀行に在外資金を払下げ るよう訓電</p> <p>9. 8 銀行から応急資金の要請があれば、非取 引先であっても信用度に応じ直接特別融通 してもよいこととする</p> <p>9. 9 商品担保融通を弾力化(指定外倉庫保管 商品担保貸出あるいは臨時指定倉庫の取扱 いを行うなど)</p> <p>9.10 国債市場閉鎖中のため公共団体等から 国債を買入れ(11月27日まで)</p> <p>9.11 木村副総裁、災害に対処して日本銀行が とるべき方針につき声明(12日新聞発表、い わゆる第1次声明)</p> <p>9.11 三菱・日本興業両行を通じる東京市への 特別融通を承認(限度480万円)</p> <p>9.11 救恤資金下賜により内蔵頭名義の臨時 当座預金を開設</p> <p>9.15 各支店に適用利率の緩和措置を通知</p> <p>9.15 第五十九銀行(青森)に対し、青森県が政 府のために買上げる応急物資代金の特別融 通を承認</p> <p>9.18 日本銀行主催により、東京銀行集会所に おいて東西金融疎通対策を協議(席上、震災 前振出の京浜地区向け手形の実態調査を依頼)</p> <p>9.22 生命保険会社に対する保険金支払資金 特別融通を承認</p> <p>9.23 生糸荷替替資金特別融通を開始</p> <p>9.26 総裁、シンジケート銀行団幹事を招き支</p>	<p>地方に銀行取付け頻発)</p> <p>7.14 預金部、中国借款関係興業債券の借換え (5000万円)に際し3000万円を引受ける</p> <p>7.19 南満州鉄道株式会社債400万ポンドをロン ドンで発行</p> <p>7.26 産業債券令公布施行</p> <p>9. 1 震災により東京市内銀行店舗の約8割 が類焼、横浜市内もほぼ全滅(このため全銀 行が自然休業、日本銀行以外で営業を継続 したのは大信銀行1行のみといわれる)</p> <p>9. 3 東京銀行集会所理事・手形交換所委員・ 主要銀行代表者ら震災善後策を協議し、モ ラトリアムの施行、軍隊による営業所・金 庫の警備等につき大蔵省へ陳情</p> <p>9. 7 私法上の金銭債務の支払延期および手 形等の権利保存行為の期間延長に関する件 (いわゆる支払猶予令)・会計規則その他収 支に関する命令規定に対し特例を設ける件 の2勅令を公布施行</p> <p>9. 8 被害のなかった日本興業・日本勧業・三 菱・明愛貯金の各行、横浜正金・台湾・住 友の各行東京市内支店開店(以後中旬末ま までに他行も順次開店)</p> <p>9. 8 東京交換所組合銀行、政府に対し小口支 払資金の無担保融資の実施を陳情</p> <p>9.10 政府、日本銀行ほか特殊銀行を招集し、 災害復旧資金の供給に最善の努力を要請</p> <p>9.10 生命保険協会加盟各社、被災者に対する 保険金の完全・迅速な支払いを申し合わせる</p> <p>9.15 コール取引再開</p> <p>9.17 蔵相、日本銀行正副総裁・東西シンジ ケート銀行代表者を招き支払猶予令廃止後 の銀行再建問題を協議</p> <p>9.21 東京交換所組合銀行、大蔵省・日本銀行 へ支払猶予令廃止後の問題につき陳情</p> <p>9.22 臨時物資供給特別会計令公布施行(12月 24日失効)</p> <p>9.26 政府、支払猶予令は同勅令期限(9月30 日)をもって撤廃することを決定</p> <p>9.27 蔵相、銀行代表者に日本銀行震災手形割 引損失補償令公布の趣旨を説明</p> <p>9.27 有価証券権利保存行為期間延長に関す る勅令公布施行</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日 本 銀 行 裁
<p>8.24 加藤首相病没(26日内閣総辞職)</p> <p>9. 1 関東大震災発生</p> <p>9. 2 第 2 次山本内閣成立</p> <p>9. 2 非常徴発令・戒厳令適用各公布施行 (戒厳令は11月15日解除)</p> <p>9. 7 治安維持のための罰則・生活必需品の 暴利取締りに関する 2 勅令公布施行</p> <p>9.12 帝都復興に関する詔書発布</p> <p>9.12 生活必需品および復興資材の輸入税 減免の勅令公布施行</p> <p>9.16 帝都復興に関する首相告諭発表</p> <p>9.17 横浜生糸取引所再開</p> <p>9.19 帝都復興審議会官制公布施行</p> <p>9.22 臨時物資供給令公布施行(12月24日失 効)</p> <p>9.27 帝都復興院官制公布施行</p>		加藤友三郎	市来乙彦	(第九代) 井上準之助
		9.2	9.2	9.5
		山本権兵衛 (第二次)	井上準之助	(第十代) 市来乙彦

年号	日本銀行	金融一般
大正12年 (1923年)	<p>払猶予令撤廃後融資弾力化の方法につき説明</p> <p>9.27 日本銀行の手形の割引に因る損失の補償に関する財政上必要処分の件(勅令)公布施行(いわゆる震災手形割引損失補償令、限度1億円)</p> <p>9.28 震災手形割引損失補償令による特別融通を開始(新規持込み締切り期限13年3月末)</p> <p>9.26 大正13年3月末までの措置として高率適用の停止・担保掛目の引上げを決める</p> <p>9.29 副総裁、日本銀行の融資方針につき第2次声明を發表</p> <p>9.29 日本勧業銀行に対する同行の不動産担保融資資金供与に関し、登記未了等により同行の融資実行前であっても必要により日本銀行が前貸金融通を行うこととする</p> <p>10.13 政府から正式に震災手形割引損失補償令に基づく割引実行命令書を受ける(割引歩合日歩2銭4厘、別口割引手形と呼称)</p> <p>10.24 日本興業銀行に対し、国債市場再開後の所要資金の特別融通を承認</p> <p>11.1 社債償還資金調達難の事業会社に対し、日本興業銀行を通じ特別融通を開始(実行額3350万円)</p> <p>11.7 日本興業銀行に対し、証券市場復興資金特別融通を実施(687万円)</p> <p>11.8 兌換銀行券(甲)二百円券の急造につき認可(震災による印刷局工場焼失のため同局下請民間印刷所に発注したが結局発行せず、15年4月廃棄)</p> <p>12.31 震災後年末までの日本銀行融通額(震災手形の再割引を除く)は8億1000万円強に上る</p>	<p>10.1 支払猶予令あけ、東京手形交換所再開(金融界平静)</p> <p>10.8 日本興業銀行、罹災小工業者に対する復旧資金融通を開始(政府、興業債券1000万円を引受けて支援)</p> <p>10.16 東京国債市場再開</p> <p>10.27 東京株式取引所、天幕張り実物市場再開(清算市場は11月15日から中外商業新報社内において開始)</p> <p>10.一 政府、日本勧業銀行をして応急建築および産業復活資金を供給させるため勧業債券の1000万円引受けを決定(12月にも同額引受け)</p> <p>10.一 政府、日本興業・台湾・朝鮮3行による対中国借款の利子延滞救済資金として1300万円を融通</p> <p>11.1 保善銀行、安田系11行(安田・第三・明治商業・百三十・京都・日本商業・二十二・肥後・信濃・根室・神奈川)を合併のうえ安田銀行と商号変更</p> <p>11.22 政府、預金部による地方債引受けの形式により震災応急資金を融通することとし、関係府県知事に通知</p> <p>11.一 政府、震災地各種組合復旧資金の融資(540万円)を決定</p> <p>12.6 政府、為替銀行に対する在外正貨払下げ中止を声明</p> <p>12.14 政府、日本興業銀行に対し大工業復旧資金の貸付を実行(後日追加を含め1200万円)</p> <p>12.20 産業組合中央金庫設立(13年3月1日開業)</p> <p>12.22 政府、地方公共団体応急施設費(土木・</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>11. 6 米穀および綿糸の定期市場再開 11. 10 国民精神作興に関する詔書発布</p> <p>12. 24 特別都市計画法公布施行 12. 27 虎の門事件により、山本内閣引責総辞職</p>	<p>10. 15 ドイツ、インフレーション整理のためレンテン銀行法を制定</p> <p>11. 8 ドイツ、ヒトラーによるミュンヘン暴動失敗(ミュンヘン一揆) 11. 15 ドイツ、レンテン銀行開業(レンテン・マルク紙幣を発行) 11. 20 ドイツ、1兆紙幣マルク=1レンテン・マルク=1金マルク=10/42ドルの交換比率をきめる</p> <p>12. 9 米独通商条約調印</p>	<p>山 井 本 上 権 準 兵 之 衛 助 (第二次)</p>	<p>(第十代)</p> <p>市 来 乙 彦</p>	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正12年 (1923年)		<p>電気・水道)の援助を決定</p> <p>12.24 政府、震災復旧・復興計画を公表(総額4億6843万円)</p> <p>12.24 復興事業に伴う支払いに国債証券を交付することができるとする法律を公布施行</p> <p>12.24 震災善後公債法公布施行(起債限度4億6850万円、13年7月10億7300万円に拡大)</p> <p>12.一 政府、東京および周辺府県農工銀行に应急資金貸出を取扱わせるため勸業債券600万円の引受けを決める</p> <p>12.一 預金部、日本勸業銀行による報徳銀行救済支援のため、勸業債券420万円を引受け</p>
大正13年 (1924年)	<p>3.31 震災手形の新規割引を停止(割引累計額4億3100万円弱)</p> <p>4.1 震災後の臨機処置の整理、常態復帰に着手(貸出標準・担保の取扱い等)</p> <p>4.15 出納局内の地金銀分析所を廃止</p> <p>4.30 ドイツ金割引銀行設立援助のためライヒスバンクへの信用供与に関する国際協力を求めるイングランド銀行の呼びかけに応じ、同行に50万ポンドを預入</p>	<p>1.16 政府、復興資材・生活必需品の輸入に対し在外正貨の払下げを緩和する旨声明</p> <p>2.12 政府、朝鮮銀行の第2次整理援助のための融通を決定</p> <p>2.13 米貨公債および英貨公債の発行に関する勅令および六分半利付米貨公債発行規程・六分利付英貨公債発行規程の2省令公布施行(震災善後公債法および国債整理基金特別会計法により米貨公債を1億5000万ドル、英貨公債を2500万ポンド発行、いわゆる「国辱公債」)</p> <p>3.1 震災善後に関する経費支弁のための公債発行に関する勅令公布施行(起債限度2420万円)</p> <p>3.18 政府、再度在外正貨払下げの原則中止を発表</p> <p>3.30 高松百十四・高松両行合併し高松百十四銀行を新立(現百十四銀行)</p> <p>3.一 政府、小商業者向け復興資金供給のため興業債券500万円を、また罹災者の本建築および産業復興資金として勸業債券1500万円を引受けけることを決定</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
		山本権兵衛(第二次)	井上準之助	
<p>1. 7 清浦奎吾内閣成立 1.31 衆議院解散</p> <p>2.25 復興局官制、帝都復興院官制廃止各公布施行</p> <p>4. 2 帝国経済会議官制公布施行(11月25日勅令により廃止) 4. 5 小作制度調査会、自作農創設案を決定 4.18 臨時財政経済調査会・小作制度調査会廃止</p> <p>5.10 第15回衆議院議員総選挙</p>	<p>1.14 連合国賠償専門委員会第1部会(ドーズ委員会)開催(4月9日報告書提出) 1.20 中国、第1次国共合作成立(国民党第1回全国代表者大会ひらく) 1.21 レーニン死去</p> <p>3.19 ドイツ、金割引銀行条例公布 3.- ソ連、外国貿易銀行設立</p> <p>4. 1 スウェーデン、金輸出解禁(金本位制復帰) 4.- ハンガリー、国立銀行設立</p> <p>5. 1 米国、公定歩合引下げ、4.5→4%</p>	1.7	1.7	(第十代)市来乙彦

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正13年 (1924年)	<p>6. 2 台湾銀行に対する鈴木商店関係担保および同商店関係会社有価証券担保特別融通を廃止し、新たに鈴木関係資金特別融通を認める</p> <p>7.16 朝鮮銀行に対し、第2次整理資金の特別融通を承認</p> <p>10.29 金地金または米国金貨払下げ手続を制定(従来の日本銀行保有米国金貨の横浜正金銀行経由対市中売却を停止し、政府保有金地金または米国金貨を同行を通じ為替相場を標準として払下げる)</p> <p>11.一 大蔵省からの、日本銀行による取引先銀行検査実施の可否に関する照会に対し、いまだ時期尚早と回答</p> <p>12.22 震災手形割引歩合日歩2厘引下げ(2銭2厘)</p>	<p>6. 4 預金部、東京市に対し外債募集までのつなぎ資金300万ポンドを貸付ける</p> <p>7.18 大同電力(株)、ニューヨークで外債1500万ドルの発行成約</p> <p>7.22 震災による喪失無記名国債証券に関する法律公布(9月15日施行)</p> <p>7.22 復興貯蓄債券法公布施行(日本勧業銀行が発行する割増金付小額債券)</p> <p>7.26 大蔵省、地方長官に対し銀行合同の促進にいつそう努力するよう通達</p> <p>7.28 大蔵省、銀行の支店濫設取締りにつき声明発表</p> <p>8.22 大蔵省、地方長官に対し銀行の経営上早急に改善すべき事項を列挙して論達</p> <p>8.一 興業債券2200万ドルをニューヨークで発行</p> <p>12.25 大蔵省、地方長官・銀行関係機関に対し預金協定の厳守につき通達</p> <p>12.25 大蔵省、地方長官に対し銀行の減配・減資および合併等による整理促進につき通達</p>
大正14年 (1925年)	<p>3.31 日本銀行の手形割引による損失の補償に関する法律公布(大正12年9月27日公布勅令による特別融通期限を1年延長し15年9月30日までとする)</p>	<p>1.22 蔵相、為替安定のため在外正貨の払下げおよび必要により国内から海外へ正貨現送を行う旨言明</p> <p>2.21 高田商会破たん(20日)し、機関銀行の永楽銀行臨時休業</p> <p>2.一 東京電灯(株)、第2回英貨社債60万ポンド発行(この年東邦電力・宇治川電気・大同電力等も外債発行)</p> <p>3.19 衆議院、武藤山治ほか4名提出の金解禁決議案を否決</p> <p>3.30 預金部預金法公布(4月1日施行、預金部資金運用委員会設置・預金規則廃止等)</p> <p>3.30 大蔵省預金部特別会計法公布(4月1日施行、明治23年預金局預金・郵便貯金・郵便為替・郵便取立金特別会計法は廃止)</p>

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
<p>6. 7 清浦内閣総辞職 6. 11 第 1 次加藤高明内閣成立 6. 27 日本・ベルギー通商航海条約調印</p> <p>7. 1 蔵相、衆議院の財政演説で行・財政の 思いきった整理緊縮断行を言明 7. 18 非常徴発令廃止 7. 22 小作調停法公布(12月 1 日施行) 7. 31 ぜいたく品等の輸入税に関する法律 公布施行</p> <p>10. 14 政府、大正14年度一般会計整理額(1 億5152万円)を閣議決定</p> <p>11. 25 行政整理のため諸官制改廃に関する 諸勅令公布(12月20日、第 2 次改廃諸勅令 公布)</p>	<p>(6月12日3.5%、8月8日3%)</p> <p>7. 1 米国、排日新移民法施行</p> <p>8. 16 連合国とドイツ、ロンドン賠償会議最 終議定書(ロンドン協定)に調印 8. 30 ドイツ、新ライヒスバンク法および新 貨幣法公布(10月 1 日実施) 10. 2 国際連盟総会、ジュネーブ議定書(国 際紛争の平和的解決)採択 10. 11 ドイツ、金本位制に復帰(新貨幣法施 行、金為替準備制採用) 11. 4 ドイツ、マルクの海外輸出を解禁、海 外通貨の強制集中廃止 12. 2 英独通商条約調印 12. 20 オーストリア、通貨計算法変更(ク ローネからシリングに、1925年 1 月 1 日 実施)</p>	<p>清 浦</p> <p>6. 11</p> <p>加 藤</p> <p>高 明</p> <p>(第 一 次)</p>	<p>勝 田</p> <p>6. 11</p> <p>浜 口</p> <p>雄 幸</p>	<p>(第十代)</p> <p>市 来 乙 彦</p>
<p>1. 20 日ソ基本条約調印(国交回復)</p> <p>3. 22 東京放送局、ラジオの仮放送開始(7 月11日日本放送) 3. 28 漁業財団抵当法公布(7月 6 日施行) 3. 30 輸出組合法・重要輸出品工業組合法各 公布(いずれも 9 月 1 日施行) 3. 31 農商務省を廃止し農林省・商工省を設 置する旨公布</p>	<p>1. 7 バリで連合国蔵相会議開催(14日ま で) 2. 26 ドイツ、公定歩合引下げ、10→9% 2. 27 米国、公定歩合引上げ、3→3.5% 3. 5 英国、公定歩合引上げ、4→5%(8 月 6 日4.5%、10月 1 日 4%、12月 3 日 5%) 3. 一 オーストリア、金輸出解禁(金本位制 復帰)</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正14年 (1925年)	<p>4.15 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合2厘引下げ、2銭)、同時に震災手形割引歩合も引下げ(2銭2厘→2銭)</p> <p>4.15 高率適用を復活(ただし急激な変化を避けるため原則1厘高のみを適用)</p> <p>4.27 制限外発行税率引下げ(年7%→6%)</p> <p>8.17 安田銀行熊本支店に対し、熊本県下の熊本・飽田・植木3行合併(肥後協同銀行新立)に伴う3行の整理資金特別融通(155万円)を承認</p> <p>8.19 銀地金の一般買入れを中止</p> <p>9.2 朝鮮銀行に対する整理資金特別融通の期限延長・金利引下げを認める</p> <p>9.28 朝鮮銀行に対し、第3次整理資金特別融通(限度500万円)を承認</p> <p>9.一 台湾銀行の整理を援助するため同行への外国為替引当貸付金極度額5000万円中2000万円までは特別低利を適用することとする</p> <p>10.3 台湾・朝鮮両行の整理支援のため政府の承認を得て震災手形割引損失補償令による特別融通の一部を昭和2年9月まで期限延長し特別低利の適用を認める</p> <p>11.25 高率適用強化(2厘高以上の適用について支店へ通知)</p> <p>12.7 手形売戻割引料を改定(商業手形・銀行売出手形は原日歩、商品担保の保証品付手形1~2厘減、その他保証品付手形2厘減)</p>	<p>3.30 行政整理または軍備整理による退職者に交付する公債発行に関する法律公布施行</p> <p>4.1 大蔵省に預金部を設置</p> <p>4.1 預金部資金運用規則公布施行</p> <p>4.1 欧州大戦により設置された臨時軍事費特別会計終結</p> <p>6.13 大蔵省、地方長官・銀行集会所等に対し再度銀行の減配をすすめるよう通達(各地で減配の申合せが行われる)</p> <p>7.25 熊本・飽田・植木の3行合併し肥後協同銀行を新立(現肥後銀行)</p> <p>8.19 朝鮮銀行、第3次整理実施に関し政府に援助を要請(9月2日、日本銀行へも要請)</p> <p>9.1 台湾銀行、第2次整理実施に関し政府・日本銀行に援助を要請</p> <p>9.8 増田ビルブローカー銀行解散</p> <p>9.16 大蔵省、政府保有内地正貨の海外現送開始を発表(20日、第1回実行)</p> <p>9.17 沖縄産業・沖縄・那覇商業3行合併し沖縄興業銀行を新立(沖縄県内銀行1行化)</p> <p>9.17 政府、朝鮮銀行の整理援助のため預金部の同行に対する融資条件を緩和</p> <p>12.4 東京交換所、東京手形交換所と改称(旧名称に復帰)</p> <p>12.19 銀地金輸出取締令を存置のまま銀輸出を実質解除</p>
大正15年 =昭和元年 (1926年)		

大正 14 年～大正 15 年＝昭和元年
(1925 年～1926 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総銀行裁
<p>4. 1 外国人土地法公布(15年11月10日施行) 4.22 治安維持法公布(5月12日施行)</p> <p>5. 1 陸軍軍制整理(4個師団廃止) 5. 5 衆議院議員選挙法改正(普通選挙法公布(次の総選挙から施行)) 5.23 失業統計調査令公布</p> <p>7.30 日英通商航海条約調印 7.31 加藤内閣総辞職 8. 2 第2次加藤内閣成立</p> <p>10. 1 第2回国勢調査実施</p>	<p>4.28 英国、金輸出解禁(金本位制復帰) 4.28 オランダとオーストラリア、金輸出解禁(金本位制復帰)</p> <p>5.13 英国、金本位法公布 5.18 南アフリカ、金本位制に復帰 5.30 上海で英国警官隊が中国人デモ隊に発砲(5・30事件)</p> <p>10. 5 ロカルノ会議開催(安全保障問題を協議、12月1日条約調印)</p> <p>12.21 フィンランド、通貨法・銀行法制定</p>	<p>加藤高明(第一次)</p> <p>8.2</p> <p>加藤高明(第二次)</p>	<p>浜口雄幸</p>	<p>(第十代) 市来乙彦</p>
<p>1.28 加藤首相病没、内閣総辞職 1.30 第1次若槻礼次郎内閣成立</p>	<p>1. 1 フィンランド、金本位制に復帰 1. 8 米国、公定歩合引上げ、3.5→4%(4月23日3.5%、8月13日4%) 1.11 チリ、中央銀行開業 1.11 チリ、金輸出解禁</p>	<p>1.30 若槻</p>		

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正15年 =昭和元年 (1926年)	<p>2. 1 見返品担保掛目を改正し、震災による臨時処置の常態復帰を一段と進める</p> <p>3.29 日本銀行の手形割引による損失の補償に関する法律中改正公布(特別融通期限を昭和2年9月30日まで再延長)</p> <p>10. 4 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭8厘)、震災手形割引歩合も同幅引下げ1銭8厘とする</p> <p>10.25 各国中央銀行によるベルギー中央銀行へのクレジット枠設定に関するイングランド銀行との間の取決めに調印(ベルギーの金解禁支援のため)</p> <p>11.一 経済研究会、日本銀行改善案を発表</p> <p>12.10 金融制度調査会幹事会、日本銀行制度改</p>	<p>2.18 全国市街地信用組合、同組合協会の設立趣意書および規約を決定</p> <p>2.20 政府、正貨現送は金解禁の準備ではないと声明、以後の現送を中止すると発表</p> <p>3.25 日本勧業銀行法中改正・農工銀行法中改正・北海道拓殖銀行法中改正各法律公布(業務追加)</p> <p>3.30 郵便年金法・郵便年金特別会計法公布(10月1日施行)</p> <p>3.30 日本興業・台湾・朝鮮3行の対中国借款関係焦付き債務を政府が補償するため公債を発行(限度1億4400万円)する旨の法律を公布施行</p> <p>4. 6 海軍軍縮実施に伴い損害を受けた会社に対する補償に関する法律公布施行</p> <p>4. 9 大蔵省、金融制度調査準備委員会規則を制定(16日、金融制度調査準備委員会設置)</p> <p>6.24 三十四銀行、摂陽銀行(北浜銀行の後身)を合併</p> <p>9.21 大蔵省、金融制度調査会規則を制定(28日、金融制度調査会委員を任命<金融制度調査会発足>)</p> <p>10. 7 東京市復興事業公債600万ポンドをロンドンで発行</p> <p>10.12 金融制度調査会第1回本会議開催(12項目の調査事項を決定)</p> <p>10.16 政府、正貨の海外現送を再開</p> <p>11.12 政府、糸価維持低利資金融通(2250万円)実施を発表</p> <p>11.18 金融制度調査会、普通銀行制度に関する答申を決定</p> <p>11.19 金融制度調査会、金融機関検査充実に關する答申を決定</p> <p>11.22 横浜市債1974万ドルをニューヨークで発行</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>3.25 生活必需品に関する暴利取締令廃止公布施行</p> <p>3.27 税制の大幅改正に伴う諸税法公布(いずれも4月1日もしくは大正15年度から施行)</p> <p>3.29 関税定率法中改正法律公布施行(税率表を全面改正)</p> <p>3.29 輸出生糸検査法公布(昭和2年7月1日施行、生糸検査所法廃止)</p> <p>4. 9 労働争議調停法・治安警察法改正各公布(7月1日施行)</p> <p>5.17 関税調査委員会官制公布</p> <p>5.25 小作調査会官制公布施行</p> <p>6.24 府県制・市町村制改正公布(7月1日施行)</p> <p>8. 6 日本放送協会設立</p> <p>12.25 大正天皇崩御、昭和と改元</p>	<p>1.12 ドイツ、公定歩合引下げ、9→8%(3月27日7%、6月7日6.5%、7月6日6%)</p> <p>4.24 独ソ友好中立条約(ベルリン条約)調印</p> <p>5. 1 英国、炭鉱スト発生(5月3日ゼネストに発展)</p> <p>7. 1 カナダ、金輸出解禁(金本位制復帰)</p> <p>7.25 中国国民革命軍、北伐開始</p> <p>8. 一 イタリア政府、イタリア銀行に各種権限を与え通貨収縮を図らせる</p> <p>10.25 ベルギー、金輸出解禁(金本位制復帰)</p> <p>12. 一 ラテン通貨同盟解散</p>	<p>若 槻 礼 次 郎 (第一次)</p>	<p>浜 口 雄 幸 (第十代)</p> <p>6.3 早 速 整 爾</p> <p>9.14 片 岡 直 温</p>	<p>市 来 乙 彦</p>

年 号	日 本 銀 行	金 融 一 般
大正15年 =昭和元年 (1926年)	善原案をまとめる(商業手形の保証準備繰入れ・納付金制度の採用・発行制度の改革・保証準備額の拡張など)	
昭和2年 (1927年)	<p>1. 7 台湾銀行に対する外国為替引当貸付金の一部につき輸出入為替手形以外の担保による代用引当を認める</p> <p>2. 4 金融制度調査会、兌換銀行券整理に関する答申を決定</p> <p>3. 7 貸出標準の定め方を全面改正</p> <p>3. 9 公定歩合引下げ(商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭6厘、同割引歩合を国債担保貸付利子歩合より1厘低率とする)</p> <p>3.19 東京市内有力銀行を招集し金融対策を協議</p> <p>3.21 祭日臨時営業</p> <p>3.22 有力銀行と再度協議、蔵相と日本銀行総裁、財界安定に関し声明</p> <p>4. 1 兌換銀行券整理法公布</p> <p>4. 9 大阪支店と大阪組合銀行委員と神戸地方銀行動揺の波及防止について協議</p> <p>4.17 本店と大阪・京都支店、休日臨時営業し非常貸出に備える</p> <p>4.17 夜、蔵相臨席し東京市内有力銀行と台湾銀行救済緊急勅令否決に伴う善後策協議、会議後(18日)、市来総裁が金融界動揺防止に関し声明</p> <p>4.18 支店あてに非取引先銀行に対する緊急融資の取扱い方を通知</p> <p>4.21 会社・個人からの無利子預金受入れを実施(預金証書発行、市中銀行預金者の不安除去と銀行券節約のため)</p> <p>4.22 市中銀行の一斉休業に伴い日本銀行も一部支店を除き2日間臨時休業</p> <p>4.24 日曜日臨時営業</p> <p>4.24 市来総裁、貸出の便宜的措置を講じるので不安はない旨言明</p> <p>4.24 兌換銀行券(甲)五十円券の様式告示(26</p>	<p>1.24 今治商業銀行休業</p> <p>1.26 震災手形損失補償公債法案および震災手形善後処理法案(いわゆる震災手形関係2法案)を第52回帝国議会上に提出</p> <p>1.31 深谷商業銀行休業</p> <p>2. 1 金融制度調査会、公益質庫に関する答申を決定</p> <p>2. 9 銀行預金協定(東京)金利引下げ(甲、定期6%→5.5%)</p> <p>2.23 徳島・徳島貯蓄両行休業</p> <p>3.14 片岡蔵相、衆議院予算委員会において東京渡辺銀行が破たんしたと発言(金融恐慌の発端となる)</p> <p>3.15 東京渡辺・あかち貯蓄両行休業</p> <p>3.19 中井銀行休業</p> <p>3.22 京浜地方の諸銀行休業(中沢・村井・八十四・左右田等、第1次動揺のピーク)</p> <p>3.23 震災手形関係2法案、議会を通過成立</p> <p>3.26 台湾銀行、鈴木商店に対し新規融資の打切りを通告</p> <p>3.30 震災手形損失補償公債法・震災手形善後処理法各公布(いずれも5月1日施行)</p> <p>3.30 銀行法公布(3年1月1日施行)</p> <p>4. 1 鈴木商店の整理困難の見通しから株式相場暴落</p> <p>4. 5 台湾銀行調査会官制公布施行(第1回会合開催)</p> <p>4. 8 第六十五銀行休業、神戸市内銀行取付け発生、株式市場は恐慌相場を呈する</p> <p>4.13 政府、台湾銀行救済案を決定、深更(14日)に至り財界安定を期す旨を声明</p> <p>4.15 枢密院精査委員会、台湾銀行救済に関する緊急勅令案を憲法違反として否決(17日、同院本会議でも否決)</p> <p>4.18 台湾銀行、台湾島内店舗を除き休業</p> <p>4.18 近江銀行休業(関西地方、小銀行の休業続出)</p> <p>4.21 十五銀行休業、各地の取付けピークに達する</p> <p>4.21 市中銀行、政府の要望もあり22日・23日の両日自主的に臨時休業とすることを決定</p> <p>4.22 私法上の金銭債務の支払延期及手形等の権利保存行為の期間延長に関する件(3週</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀行 總裁
	12.- メキシコ、金輸出再禁止			
<p>2.26 憲政会・政友本党の提携成立</p> <p>3. 3 衆議院で震災手形関係法案審議をめぐり議場大混乱</p> <p>3. 7 北丹後地方に大地震発生</p> <p>3.31 公益質屋法公布(8月10日施行)</p> <p>3.31 計理士法公布(8月10日施行)</p> <p>4. 1 保稅工場法公布(9月1日施行)</p> <p>4. 1 兵役法公布(徴兵令廃止)</p> <p>4. 5 鈴木商店破たん</p> <p>4. 5 商工会議所法公布(3年1月1日施行、商業會議所法廃止)</p> <p>4.17 若槻内閣総辞職</p> <p>4.20 田中義一内閣成立</p>	<p>1. 1 デンマーク、金輸出解禁(金本位制復帰)</p> <p>1.11 ドイツ、公定歩合引下げ、6→5%(6月10日6%、10月4日7%)</p> <p>2. 7 スイス、金本位国通貨との交換性回復(事実上の金本位制復帰)</p> <p>2.25 米国、1927年銀行法成立(通称「マクファデン法」、国法銀行法・連邦準備法の改正など)</p> <p>4. 1 インド、金貨を廃止(ポンド本位制確立)</p> <p>4.12 蒋介石、上海でクーデターをおこす(18日、南京に国民政府を樹立)</p> <p>4.21 英国、公定歩合引下げ、5→4.5%</p>	<p>若 規 札 次 郎 (第一次)</p> <p>4.20</p> <p>田 中 義 一</p>	<p>片 岡 直 温</p> <p>4.20</p> <p>高 橋 是 清</p>	<p>(第十代) 市 来 乙 彦</p>